

東久留米市環境基本計画のあり方

（答申）

平成 18 年 3月

東久留米市環境審議会

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1-1 計画策定の背景	2
1-2 計画の基本理念	2
1-3 計画の目的	3
1-4 計画の推進主体	4
1-5 計画の位置づけ	4
1-6 計画の期間	5
1-7 計画の対象地域	5
1-8 計画の範囲	5
1-9 計画の構成	6
第2章 将来の環境像	7
2-1 将来の環境像	8
2-2 基本目標と個別目標	9
2-3 計画の体系	12
第3章 個別目標ごとの現状と課題、施策の方向、各主体の取り組み	15
3-1 湧水や河川を守る	16
3-2 緑を守り、育てる	20
3-3 多様な生き物を守る	24
3-4 資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める	28
3-5 健康で安心できる暮らしをつくる	34
3-6 環境について学び、活動につなげる	38
第4章 優先して取り組むべき施策	43
4-1 水と緑の保全	45
4-2 ごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	46
4-3 地球温暖化の防止	47
4-4 意識啓発と実態把握	48

第5章 計画の推進49

5-1	計画の推進体制	50
5-2	進行管理の仕組み	52
5-3	点検評価の考え方	54

資料編55

資料1	東久留米市環境基本条例	56
資料2	環境審議会委員名簿等	61
資料3	計画策定までの経緯	63
資料4	諮問・答申	64
資料5	環境基準等	66
資料6	用語説明	74

「※について」

本文中で※を設けている用語については、資料編 資料6において用語の説明をしている

第 1 章

計画の基本的考え方

1-1

計画策定の背景

1-2

計画の基本理念

1-3

計画の目的

1-4

計画の推進主体

1-5

計画の位置づけ

1-6

計画の期間

1-7

計画の対象地域

1-8

計画の範囲

1-9

計画の構成

1-1

計画策定の背景

近年、私たちの生活は文明の恩恵を享受して快適になり、社会・経済のしくみが多様化・高度化し、各種産業もめざましい発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちは人間の生活や産業活動を通して、私たち自身が大量の資源やエネルギーを消費し、廃棄することは、ごみ問題や地球温暖化等の環境問題につながり、身近な生活環境や自然環境から地球規模でのさまざまな環境を犠牲にしている現実気がつきました。

こうした中、国は平成5年に「環境基本法[※]」、東京都においては平成6年に「東京都環境基本条例[※]」を制定し、環境保全に関する姿勢を明らかにしています。また、持続可能な社会の構築に向けて、「循環型社会形成推進基本法[※]」や「環境保全活動・環境教育推進法[※]」などの法律も制定され、環境保全の「しくみづくり」と「人づくり」が進められています。国際問題化している地球温暖化対策については、「京都議定書[※]」の採択を受け、「地球温暖化対策推進法[※]」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組が定められています。

このような背景のもと、東久留米市は、環境の保全・回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするために平成16年4月に「東久留米市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）」を制定しました。これに基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「東久留米市環境基本計画（以下「計画」という。）」を策定することとしました。

1-2

計画の基本理念

この計画は環境基本条例に基づき策定していることから、基本理念は、同条例第3条に掲げる基本理念を共有します。

また、同条例の基本理念は、前文に掲げる背景に基づき定められていることから、この計画においても、都市生活と自然環境の共生を目指し、同条例の前文を踏まえて策定しています。

《 環境基本条例 第3条 基本理念 》

- ・環境の保全等は、市民が快適な生活を営む良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- ・環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的とし、市、市民、事業者等、すべての者の積極的な取り組みによって行われなければならない。

《 環境基本条例 前文 》

私たちは、豊かで便利な暮らしを享受する一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、廃棄することにより自然環境を犠牲としています。その結果、地球の温暖化をはじめとする人類存続の基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしていることに気がつきました。今は、そのことが世界の共通認識となっています。

東久留米市には、南沢の湧水群をはじめとして豊かな清流があり、その恵みに支えられて古代から人々の暮らしが営まれてきました。しかし、命を育んできた湧水と清流は、急激な都市化によって悪臭を放つまでに汚染され、川から生き物の姿が消えてしまう時代がありました。そして、その後の環境改善の取組によって水質はよみがえり、水辺には再び多くの生き物が見られるまでになりました。

私たちはわずか三十年余りの間に、人間社会による環境破壊のすさまじさと、それを克服できる人間の英知とを知りました。今、清らかな湧水とみどりにふれるとき、私たちの都市生活と自然環境との共生の必要性を強く感じます。

私たちには、歴史とともに生き続けた東久留米市の恵み豊かな環境を、今の時代で絶やすことなく、次世代に引き継ぐ責任があります。このまちの環境への取組は、そのまま地球環境の保全につながると確信しています。

東久留米市の環境保全について、市民、事業者及び市が協調し合い、総合的・計画的に進めることによって、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができる良好な環境づくりを進めるため、ここに、この条例を制定します。

1-3

計画の目的

この計画は、「環境基本条例」に基づき環境の保全等に関する目標や施策の方向を定め、市民・事業者・市が協働※し、総合的かつ計画的に取り組むことを目的に策定するものです。

なお、この計画は、次のようなまちづくりを目指しています。

「水と緑と生き物を守り、育てるまち」

「安全で美しい、資源循環のまち」

「みんなで取り組む環境のまち」

1-4

計画の推進主体

この計画の推進主体は、市民・事業者・市とします。

各主体は、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働して積極的に環境活動を推進します。

市民	人と環境のかかわりについて理解を深め、日常生活の中で環境への配慮を心がけ、積極的に地域の環境活動に参加します。なお、市民には地域で活動する環境団体等を含みます。
事業者	事業活動において法令を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用等、環境負荷の低減に努めます。また、環境活動に参加し、地域社会に協力します。なお、事業者には土地所有者や農業従事者等を含みます。
市	日常の業務や公共事業を行うに当たっては、率先して環境への配慮行動を行うとともに、市民・事業者の環境活動や各主体間の協働を支援します。なお、市には教育委員会を含みます。

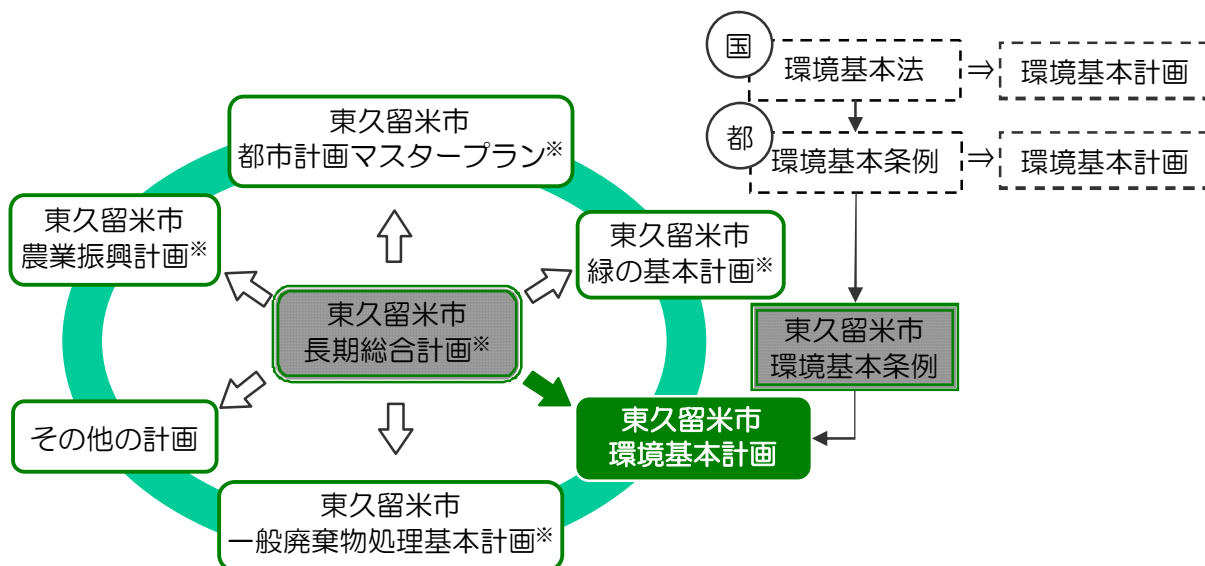
1-5

計画の位置づけ

この計画は、環境基本条例第7条に基づき策定しています。

また、この計画は「東久留米市第3次長期総合計画」を上位計画とし、同計画に掲げる「まちの将来像」を環境面から実現するための基本計画として位置づけています。

なお、効率的かつ効果的に計画を推進するため、市が定める他の計画（「緑の基本計画」、「都市計画マスタープラン」など）の環境の保全等に関する施策と、相互に整合・調整を図っています。

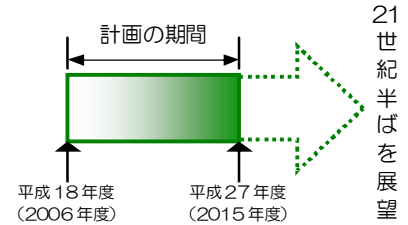


1-6

計画の期間

この計画の期間は、21世紀半ばまでを展望しつつ、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間を対象とします。

ただし、今後の社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに、計画の体系や進捗管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行います。



1-7

計画の対象地域

この計画の対象地域は、本市全域とします。

ただし、本市だけでは解決できない環境問題に対しては、近隣市と連携して解決を図るとともに、状況に応じて国・都に対して協力・支援を求め広域的な取り組みを進めていきます。

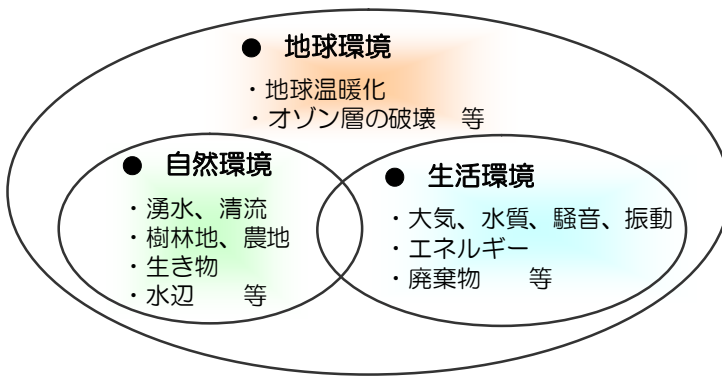


1-8

計画の範囲

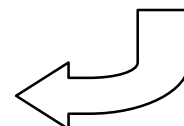
この計画の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」とし、市民・事業者・市の協働並びに「市民参加」による取り組みも含みます。

《環境問題の分野》



《手段に係る分野》

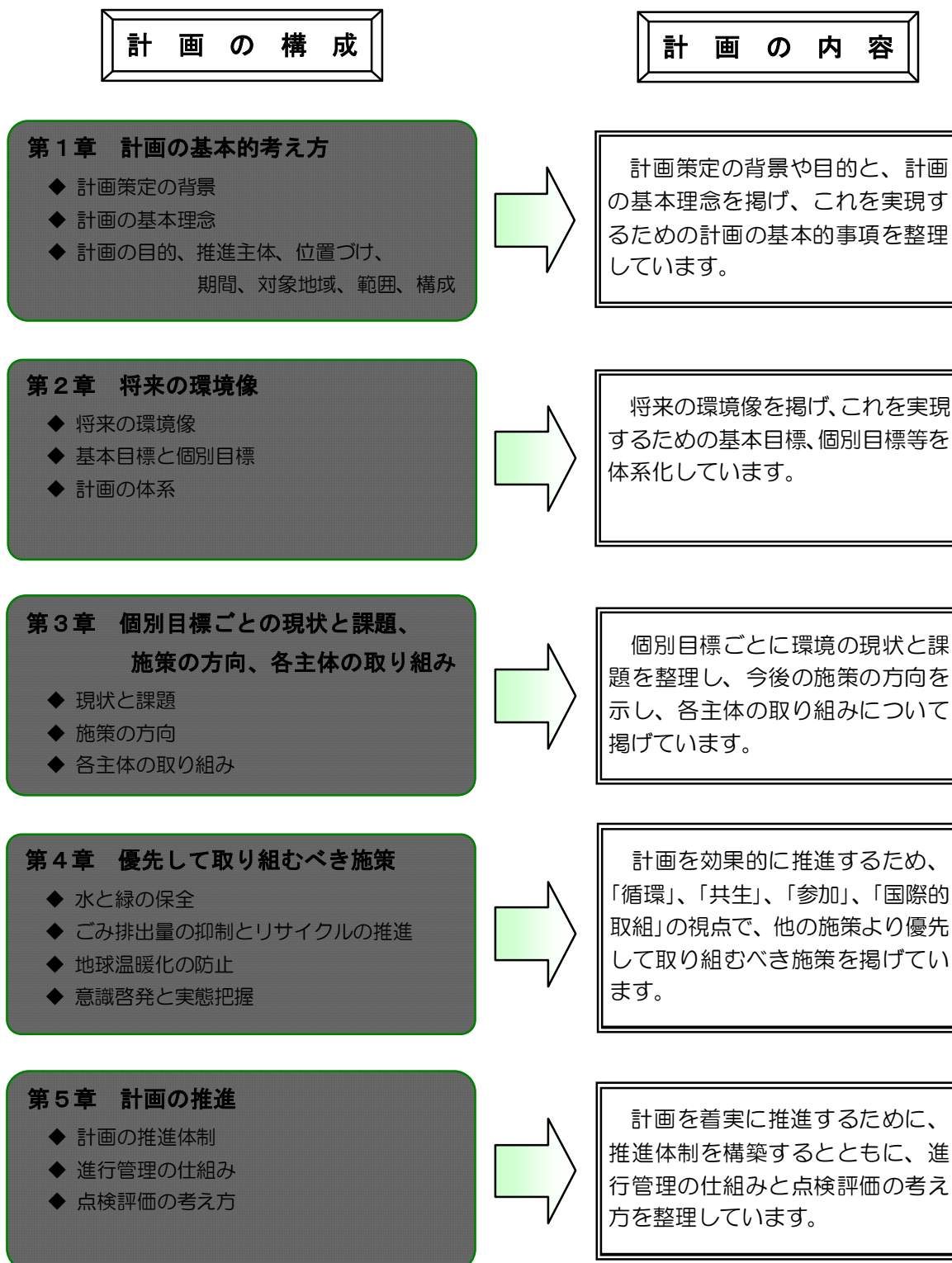
- 市民参加
 - ・環境情報
 - ・環境教育、環境学習
 - ・環境活動
 - ・環境文化 等



1-9

計画の構成

この計画の構成は、下記のとおりです。



第 2 章

将 来 の 環 境 像

2-1

将来の環境像

2-2

基本目標と個別目標

2-3

計画の体系

2-1

将来の環境像

「将来の環境像」とは、市民、事業者、市に共通する長期的な目標として、市のあるべき環境の姿をイメージしやすい言葉で表現したものです。

この計画の上位計画として位置づけている「東久留米市第3次長期総合計画」では、市の将来像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」とし、まちづくりを進めています。

私たちは、先人たちが育んできた水や緑を大切にしながら、人々のふれあい、地域と地域の結びつきを深め、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めていかなければなりません。私たち一人ひとりの行動が、地球全体を守ることにもつながります。

そのためには、市民、事業者そして市が環境の保全等に対する意識を高め、それぞれの役割と責任の範囲を明確にして、市民参加による良好な環境のまちを目指す必要があります。

こうしたことから、市が10年後に目指す「将来の環境像」は

水と緑、安心した暮らしをみんなで育むまち“東久留米”

とします。

2-2

基本目標と個別目標

「基本目標」は、「将来の環境像」を実現するための基本となる計画の柱です。「個別目標」は、「基本目標」を実現するため、環境要素別に基本的な方向性を示したものです。

基本目標1

水と緑と生き物を守り、育てるまち

本市は、湧水と河川、緑に恵まれた地域で、その周辺にはさまざまな生き物が生育・生息しています。また、市では、東久留米市緑の基本計画に示している「水・みどり・人のネットワークをめざして」を基本理念とし、湧水の保全・復活、樹林地・農地の保全、都市公園の整備・拡充等に関する取り組みを実施しています。

しかし、本市では、近年の都市化の進展により、湧水や河川の水量が減少し、畑や樹林地等の緑も減少しています。また、樹林地等の管理が不十分となっていることなどから、生き物の生育・生息環境と人間活動のバランスが崩れてきています。

これらの問題を解決するため、雨水浸透の促進、樹林地や農地を守り育てる仕組みの構築、市民のニーズに対応した公園・緑地の整備・充実等の施策を通じて、水と緑と生き物を守り、育てるまちを目指していきます。

個別目標1 湧水や河川を守る

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 湧水や清流の保全・回復 | ② 水量の確保 |
| ③ 排水対策の推進 | ④ ふれあいの場の確保 |

個別目標2 緑を守り、育てる

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 樹林地の保全 | ② 農地の保全 |
| ③ 公用地内の緑化の推進 | ④ 緑のネットワークの構築 |

個別目標3 多様な生き物を守る

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 生き物の生育・生息環境の保全・回復・創出 | ③ 外来種*対策等 |
| ② 生き物に関する意識啓発 | |

基本目標2

安全で美しい、資源循環のまち

市では、事業所を発生源とするものから、自動車交通や日常生活から発生する問題まで、時代に即した公害対策に努めてきました。また、ごみの排出抑制、リサイクルに向けた取り組み、不法投棄の防止に向けた取り組みを実施し、循環型社会の構築を目指してきました。

しかし、近年、日常生活に起因する騒音や野焼き等による大気汚染などの問題が増えています。また、資源のリサイクルをはじめとしたごみ問題や省エネルギー問題、温室効果ガス※の増加による地球温暖化問題等が課題として挙げられます。

これらの問題を解決するため、これまでの環境保全対策を継続するとともに、私たち一人ひとりがライフスタイルやマナーを見直し、安全で美しい、資源循環のまちを目指していきます。

個別目標4 資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① ごみ排出量の抑制 | ② リサイクル対策の推進 |
| ③ 不法投棄・ポイ捨ての防止 | ④ 省資源・省エネルギーの推進 |
| ⑤ 新エネルギー※の利用促進 | |

個別目標5 健康で安心できる暮らしをつくる

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 固定発生源対策の推進 | ② 近隣公害対策の推進 |
| ③ 監視・意識啓発 | ④ 自動車公害対策の推進 |

基本目標3

みんなで取り組む環境のまち

市では、広報紙やホームページ等により環境情報を公開するとともに、環境フェスティバル※などのさまざまなイベントを開催し、市民・事業者の意識啓発に努めています。

しかし、市民からは「環境情報の提供が不十分である」という声などが寄せられています。学校教育や生涯学習においては、環境について学ぶための機会の充実や場所の確保を望む声が高まり、子どもから大人まで活発に議論できる仕組みづくりが求められています。

今日の環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、市民・事業者・市がそれぞれの立場での責任と役割を理解し、行動を起こしていくことが重要です。

市は、情報提供や環境教育の充実等、より一層市民・事業者への意識啓発を図るとともに、市民・事業者・市が協働して取り組みを進め、「水と緑、安心した暮らしをみんなで育むまち“東久留米”」を目指していきます。

個別目標6 環境について学び、活動につなげる

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 環境情報の公開・提供 | ② 学校・職場での環境教育 |
| ③ 地域での環境学習 | ④ 環境活動の促進 |

2-3

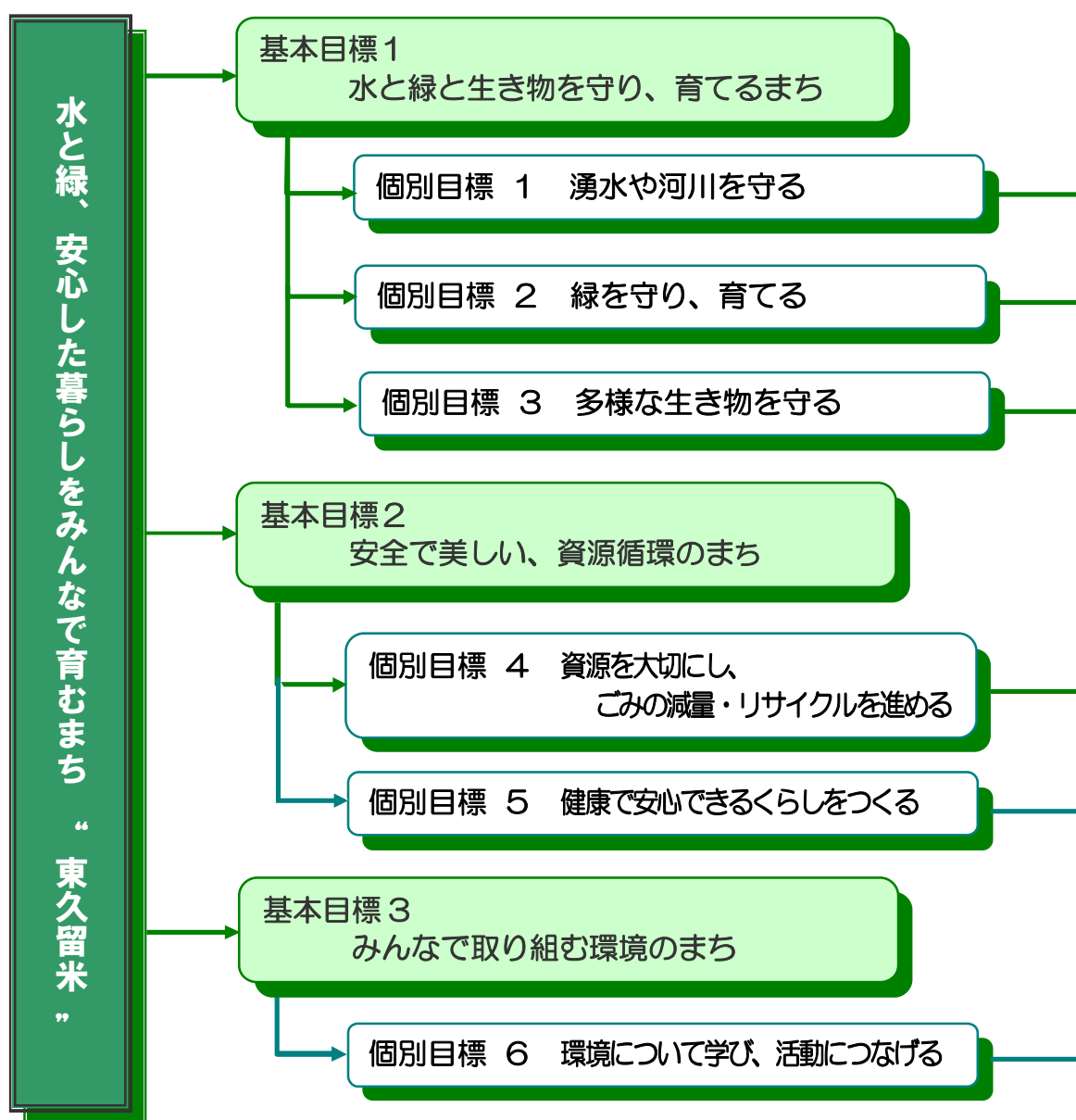
計画の体系

この計画は、将来の環境像である「水と緑、安心した暮らしをみんなで育むまち“東久留米”」を実現するために、3つの基本目標、6つの個別目標を掲げています。

また、個別目標ごとに施策の方向を掲げ、第3章には市民・事業者・市による各主体の取り組み、第4章には優先して取り組むべき施策を掲げています。

【 将来の環境像 】

【 基本目標と個別目標 】



将来の環境像

「将来の環境像」は、市民、事業者、市に共通する長期的な目標として、市のあるべき環境の姿をイメージしやすい言葉で表現したものです。

基本目標

「基本目標」は、「将来の環境像」を実現するための基本となる計画の柱です。

個別目標

「個別目標」は、環境要素別に基本的な方向性を示したものです。

施策の方向

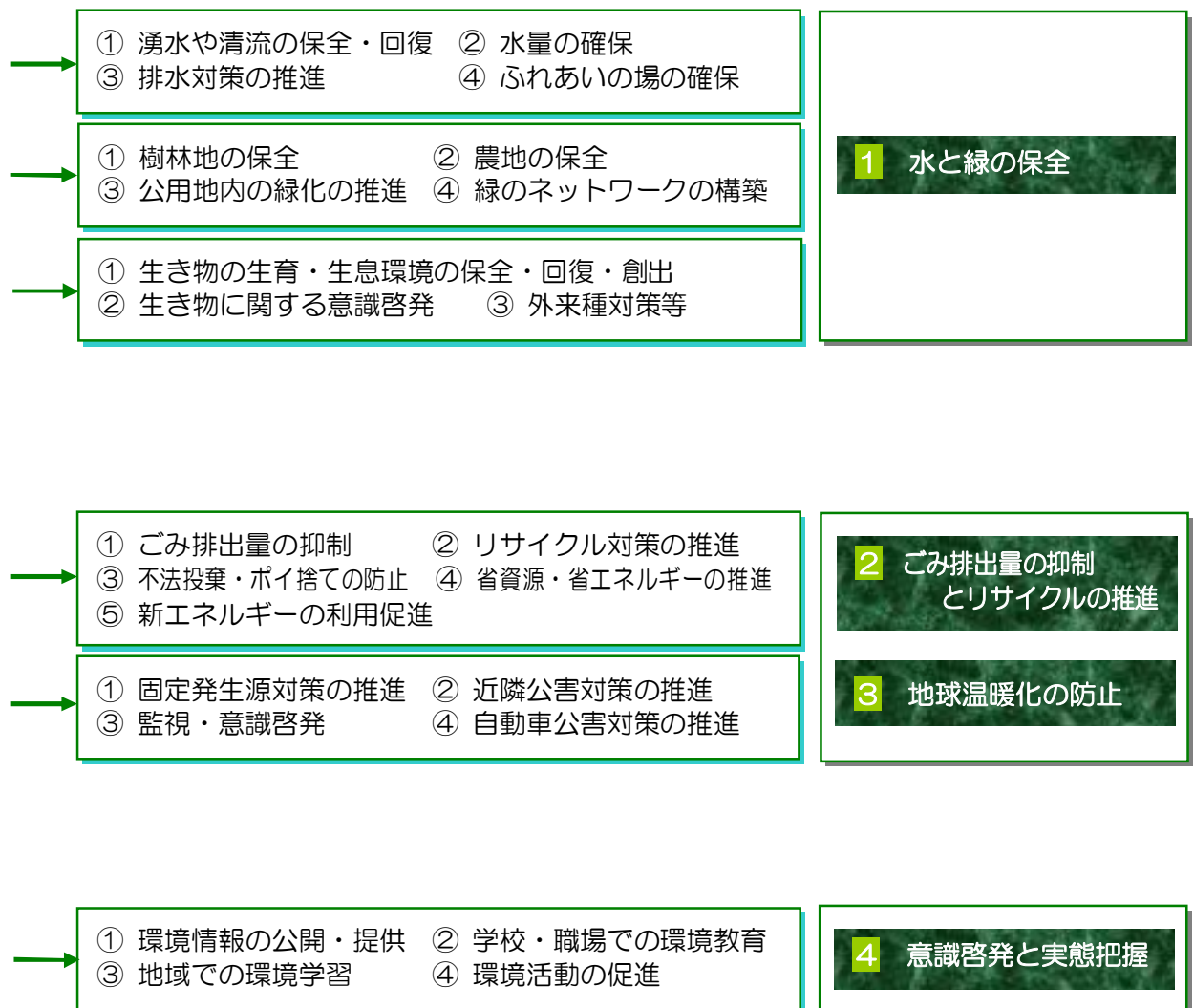
「施策の方向」は、個別目標ごとの取り組みの方向性を示したものです。

優先して取り組むべき施策

「優先して取り組むべき施策」は、市の環境をより良くする上で、他の施策より優先的に取り組むことが必要な施策、着実な進展が求められている事項を具体的に示したものです。

【 施策の方向 】

【 優先して取り組むべき施策 】



第 3 章

個別目標ごとの 現状と課題、 施策の方向、 各主体の取り組み

3-1

湧水や河川を守る

3-2

緑を守り、育てる

3-3

多様な生き物を守る

3-4

資源を大切にし、
ごみの減量・リサイクルを進める

3-5

健康で安心できる暮らしをつくる

3-6

環境について学び、活動につなげる

3-1

個別目標1

湧水や河川を守る

現状と課題

本市は、南沢緑地等、東京の名湧水に選ばれた3箇所を含む27箇所の湧水地点や、これらを水源とする黒目川、落合川が流れ、とりわけ水辺環境に恵まれた地域です。

私たちは、近年の都市化の進展により生活排水が増え、アスファルト化等による雨水浸透量が減少したため、湧水箇所の減少や河川の水質が悪化するとともに河川水量が減少し、河川から生き物の姿が消える時代を経験しました。その後、公共下水道の整備をはじめ、市や市民の取り組みにより、さまざまな生き物が見られるまでに水質は回復しています。平成16年度現在、下水道整備率は97.8%に達し、公共施設に設置している雨水浸透施設※は11箇所、既存住宅に対して設置を補助している雨水浸透施設は2,160基に及んでいます。（宅地開発による設置も含め既存一戸建住宅の約28.5%）また、市は、「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例※」を平成17年に制定しています。

これらの豊かな水辺環境を次世代に残していくためには、生活排水等の流入防止対策をさらに進めるとともに、緑を増やし雨水浸透施設の設置を促進し、湧水や河川の水量の安定化を図っていく必要があります。

水辺は生き物の楽園であるとともに、わたしたちにうるおいとやすらぎを与えています。人々が身近に水辺とふれあえる場や機会を創出していくことが求められています。

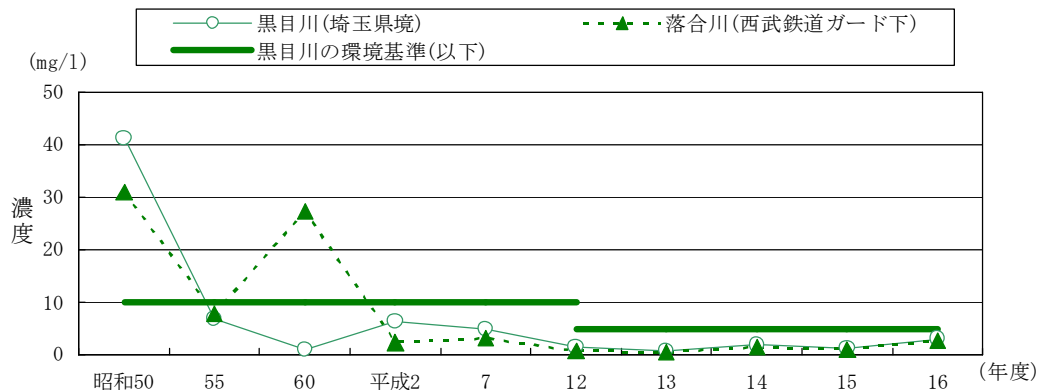
■ 市内の湧水や河川等



備考1）湧水箇所は年間を通して一定量が目視確認できるもの
備考2）湧水箇所は一定の群を一箇所として計測

資料：環境部環境緑政課

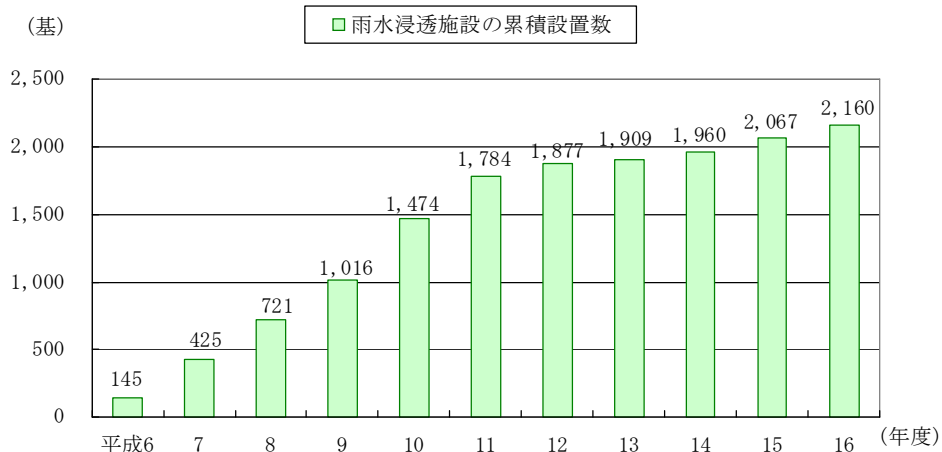
■ 主要河川のBOD※濃度



備考1) BODは水の汚れを表す指標で、一般的には人為的に汚染されていない河川では1mg/l程度
備考2) 黒目川のBOD濃度は5mg/l以下に安定してきたため、平成9年に生活環境の保全に関する環境基準の類型をD類型からC類型に変更(基準値は10mg/lから5mg/lに変更)

資料：環境部環境緑政課

■ 雨水浸透施設の設置基数(既存住宅への補助数)の推移



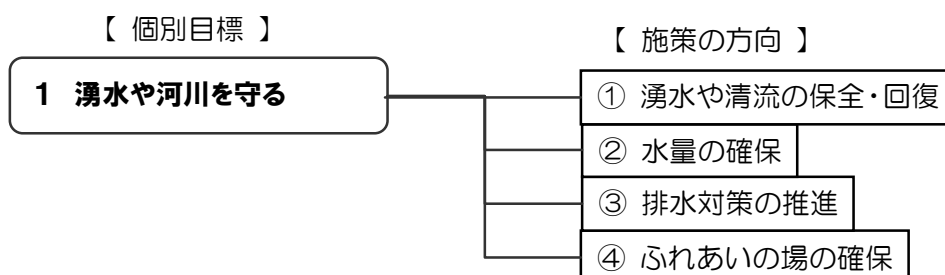
資料：環境部環境緑政課

施策の方向

豊かな水辺環境を有する本市は、「湧水や河川を守る」ために、樹林地、農地の保全や雨水浸透施設の設置を促進し、湧水や河川の水量を確保していきます。さらには、河川をきれいに保つために、水源地や河川の整備、美化に努めていきます。

また、公共下水道の接続率を向上するなどして、日常生活や事業活動に伴う河川への排水対策を進めていきます。市は水辺環境の保全に率先して取り組むことはもちろんのこと、市民が身近に湧水や河川とふれあうことで、水辺環境の保全への意識を高め、自主的な環境活動の輪を広げていきます。

◆ 施策体系



各主体の取り組み

「湧水や河川を守る」ために、各主体はそれぞれの立場で、また、協働して施策の方向に基づく取り組みを進めます。

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
① 湧水や清流の 保全・回復	◎ 湧水や河川の水質調査に協力します。 ○ 湧水に関する情報を市に提供します。 ◎ 湧水地や河川の美化に努めます。	◎ 湧水地及び周辺環境の保全に配慮した事業を進めます。 ◎ 湧水や河川の水質調査に協力します。 ○ 湧水に関する情報を市に提供します。 ◎ 湧水地や河川の美化に努めます。
② 水量の確保	◎ 住居の建設時には、雨水貯留・浸透施設の設置に努めます。 ○ 樹林地や農地等を大切にします。	◎ 事業所における雨水貯留・浸透施設の設置に努めます。 ○ 樹林地や農地等の適切な維持管理に努めます。
③ 排水対策の推進	◎ 公共下水道に未接続の場合は、速やかに接続します。 ◎ 環境にやさしい石鹸や洗剤を適量に使用するとともに、調理くずや油等を排水に流さないように努めます。	◎ 公共下水道に未接続の場合は、速やかに接続します。 ◎ 事業所からの排水を適正に処理します。 ◎ 農薬や化学肥料の使用を減らす等、環境にやさしい農業を進めます。 ◎ 環境にやさしい石鹸や洗剤を適量に使用するとともに、調理くずや油等を排水に流さないように努めます。
④ ふれあいの場の確保	◎ 水辺を汚さない利用を心がけます。 ○ 水辺とふれあえる場所を利用し、自然に親しみます。 ○ 本市の湧水や河川のことを学びます。	◎ 水辺を汚さない利用を心がけます。 ○ 水辺とふれあえる場所の設置、維持管理に協力します。 ○ 本市の湧水や河川のことを研究します。

◎：各主体の役割として位置づけている取り組み、○：各主体に期待する取り組み

市の取り組み
◎ 湧水地及び周辺環境の保全に努めます。 ◎ 自然環境の保全に配慮した河川工事を都に要請するとともに、自然環境に配慮した川づくりに努めます。 ◎ 湧水の水量・水質等について、継続的な調査を実施します。 ◎ 黒目川、落合川等の河川における水量・水質調査を継続し、都や近隣市と連携して、水質汚濁の防止対策を進めます。 ◎ 湧水地や河川美化に努めます。
◎ 宅地開発等の際には、雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。 ◎ 公共施設における雨水貯留・浸透施設の設置を推進します。 ◎ 都及び近隣市と連携して、水量確保の対策を推進します。 ◎ 樹林地や農地等を保全し、地下水の涵養を図ります。
◎ 公共下水道の維持管理に努めます。 ◎ 公共下水道の接続率（水洗化率）の向上のため、広報紙等を通じて普及促進します。 ◎ 市民・事業者、近隣市と連携して、排水対策を実施します。 ◎ 環境にやさしい農業を支援します。 ◎ 環境にやさしい石鹸や洗剤を使用する等、生活排水に関する普及啓発を図るとともに、市民の活動を支援します。
◎ 河川沿いにおける散策コースの整備やみどりのサインボード等を継続設置し、ふれあいの場の創出に努めます。 ◎ 調整池等を利用した親水公園の整備を進め、自然観察のできる場所の設置を検討します。 ◎ 湧水地点に案内板等を設け、普及啓発を図ります。

3-2

個別目標2

緑を守り、育てる

現状と課題

本市の緑の特徴は、武蔵野の面影を残す樹林地と生産緑地※をはじめとした農地です。しかし、近年の都市化の進展により次第に緑が失われ、市域に占める緑（地目別土地面積の畑と山林の合計）の割合は、昭和40年の53.3%から平成16年には17.0%まで減少しています。

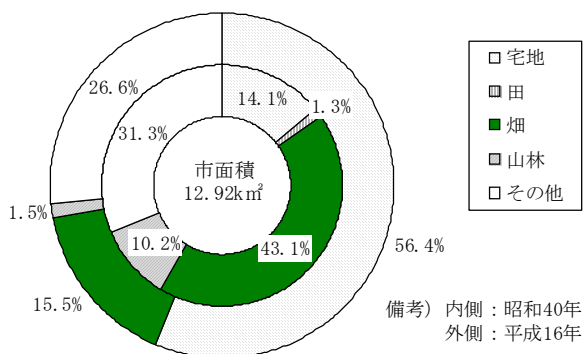
市は、昭和47年に「東久留米市のみどりに関する条例※」を制定し、緑を守り、育ててきました。本市には、平成17年4月現在、東京都が指定した緑地保全地域等8箇所をはじめ、市が保全している樹林地※4箇所、市民緑地※1箇所、森の広場※7箇所（南沢森の広場は整備後開放）、公園158箇所（子供の広場を含む）があります。市民一人当たりの公園面積は2.12m²/人（子供の広場を含むと2.65m²/人）であり、多摩地域の平均である6.42m²/人（平成16年4月1日現在）と比較すると小さく、樹林地等と合わせても市民が身近にふれあうことのできる緑が十分とはいえない状況です。

今後は、既存の緑を把握し、保全していくとともに、公園整備をさらに充実して、市民に心のゆとりとうるおいのある生活を提供していく必要があります。

本市の農業は、畑作が中心でだいこんやほうれん草等の野菜が主に生産されています。多摩の農業統計※の結果を見ると、市内の市街化区域内農地面積は、平成16年3月現在197haあり、そのほとんどが生産緑地に指定されています。しかし、近年は都市化の進展と農業従事者の減少により、農地も減少している状況にあります。

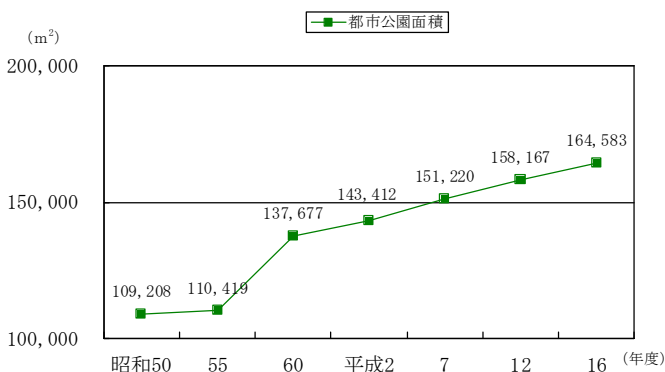
なお、本市は、平成16年4月現在、市民農園※や体験型農園※を12箇所整備しています。今後も市民農園や体験型農園等、農業体験できる場を充実して、農地の保全につなげていくことが重要です。

■ 地目別土地面積の推移



資料：市民部課税課

■ 都市公園面積の推移



資料：都市建設部都市計画課

■ 緑地保全地域等、森の広場、市民緑地、市が保全している樹林地、

市民農園及び体験型農園の位置

◆緑地保全地域等、森の広場、市民緑地、市が保全している樹林地、市民農園及び体験型農園の設置箇所数と総面積

緑地保全地域等	8箇所	132,616.00㎡
森の広場	7箇所	28,368.76㎡
市民緑地	1箇所	968.00㎡
市が保全している樹林地	4箇所	1,319.85㎡
市民農園及び体験型農園	12箇所	17,880.00㎡



資料：環境部環境緑政課

施策の方向

緑には、雨水の地下浸透やふれあいの場となるなど、さまざまな効果があります。都市化が進展する本市において「緑を守り、育てる」ためには、まず、今ある樹林地や農地を大切に保全し、活用していくことが重要であることから、市が保全している樹林地や生産緑地等の保全、市民農園等の充実や地産地消を促進していきます。

一方では、景観などに配慮した、緑を公有地に率先して整備することで、併せて市民の緑を育てる意識の向上を促していきます。市民の身近な緑化活動は、それ自体が小さな活動であっても、これらが一つの線や面でつながることにより、相乗効果を生むことから、積極的に支援していきます。

◆ 施策体系

【 個別目標 】

2 緑を守り、育てる

【 施策の方向 】

① 樹林地の保全

② 農地の保全

③ 公用地内の緑化の推進

④ 緑のネットワークの構築

各主体の取り組み

「緑を守り、育てる」ために、各主体はそれぞれの立場で、また、協働して施策の方向に基づく取り組みを進めます。

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
① 樹林地の保全	○ 屋敷林※、社寺林※、樹林地の保全のための活動や基金に協力します。 ○ 市の補助制度を活用して樹木・樹林を保全します。	◎ 樹林地及び周辺環境の保全に配慮した事業を進めます。 ○ 樹林地保全のための活動や基金に協力します。 ○ 市の補助制度を活用して樹木・樹林を保全します。
② 農地の保全	○ 農地の保全制度や体制づくりを学び、協力します。 ○ 青空市等を利用し、地元の農作物を購入します。 ○ 市民農園・体験型農園の利用、農業イベントや交流会の参加等、農業にふれあう機会をもちます。	◎ 生産緑地の利用を進めます。 ◎ 農薬や化学肥料の使用を減らす等、環境にやさしい農業を進めます。 ○ 農業後継者の育成に努めます。 ○ 青空市等を利用し、地元の農産物をPRします。 ○ 農業の理解を図るため、市民農園・体験型農園の運営に努め、農業イベントや交流会を開催します。
③ 公用地内の緑化の推進	○ 公園を利用し、自然に親しみます。 ○ 公共施設の緑地の整備や維持管理に協力します。	○ 公共施設の緑地の整備や維持管理に協力します。
④ 緑のネットワーク	○ 遊歩道、緑道等の維持管理に協力します。 ○ 生垣や植栽等により、宅地内緑化に努めます。 ○ 市内の緑の実態調査に協力します。	○ 遊歩道、緑道等の維持管理に協力します。 ○ 樹木市の開催等に努めます。 ○ 商店街や事業所敷地内の緑化を進めます。 ○ 市内の緑の実態調査に協力します。

◎：各主体の役割として位置づけている取り組み、○：各主体に期待する取り組み

市の取り組み
◎ 「緑地保全地域等」、「市が保全している樹林地」などの既存制度による整備、指定の促進を図り、樹林地を保全します。 ◎ 基金の活用等を図り、樹林地の美化に努めます。 ◎ 歴史的文化的遺産の保全と緑の調和したまちづくりを進めます。
◎ 生産緑地の維持・保全に努めます。 ◎ 環境にやさしい農業を支援します。 ◎ 農業後継者の育成を支援します。 ◎ 地元の農産物をPRし、学校給食を含め、地元での消費を促進します。 ◎ 農業の理解を図るため、市民農園・体験型農園を整備・拡充し、農業イベントや交流会等を開催・支援します。
◎ 都市公園等の適正な配置を検討します。 ◎ 高木、低木、常緑樹や広葉樹を効果的に植樹します。 ◎ 子供の広場、森の広場、市民緑地の整備・拡充を図ります。 ◎ 公共施設においては、景観面も考慮した緑化を推進します。 ◎ 施設及び学校との連携を図り、緑化計画を作成、実施します。 ◎ 公社、都営住宅等への緑化を促進します。 ◎ 市民参加による緑化保全の体制づくりを推進します。
◎ 街路樹、遊歩道、緑道を整備し、緑のネットワーク化を図ります。 ◎ 市内の造園・園芸業者による樹木市の開催等、協力体制の整備に努めます。 ◎ 個人住宅、商店街、事業所の緑化を促進します。 ◎ 緑地協定※や地区計画制度※を活用し、緑化を促進していきます。 ◎ 市内の緑の実態調査を実施します。

3-3

個別目標3

多様な生き物を守る

現状と課題

本市は、樹林地等の緑、湧水や清流に恵まれ、生き物にとって生育・生息しやすい環境が整っています。しかし、近年の都市化の進展により、生き物の生育・生息環境が失われつつあります。

市は、生き物の生育・生息状況を把握するために、平成16年10月、南沢緑地及び柳窪保存樹林において自然環境調査を実施しました。その結果、植物63科134種（亜種・品種等を含む）、哺乳類1種、鳥類13科17種（外来種のドバトを除く）、両生類・爬虫類1種、魚類7科8種、昆虫類31科37種の生育・生息が確認されました。特に南沢緑地は、武蔵野の面影が残るコナラ林をはじめ、湧水や河川が存在していることから、多くの生き物が生息していました。このような環境は、本市の貴重な財産であり、引き続き保全に努めていく必要があります。また、市街地に点在する緑は、一つ一つは小さなものであっても、それらを有機的につなぐことによって、生き物の生育・生息環境を広げていくことができます。

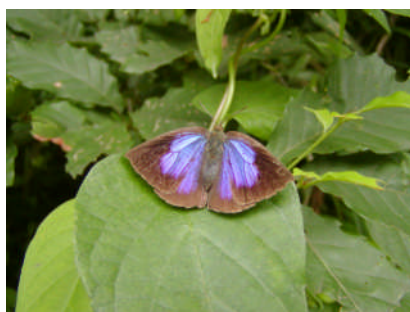
今後は、環境の保全等に関する施策を進めるとともに、生き物の実態調査を継続し、環境の変化を把握していくことが重要です。一方、より良い環境を創出するためには市民の参加が不可欠であるため、自然環境の保全について市民の意識を高めていく必要があります。

さらに、近年、外来種による在来の生態系※への影響が顕在化しているため、適切な外来種対策を講じる必要があります。

■ 本市で確認できる生き物（希少生物）

ムラサキシジミ

ムラサキシジミは、アラカシなどの新芽や若葉を食べるため、照葉樹林（アラカシ、スダジイなど）の周辺で見られます。羽の表面は鮮やかな藍色でとても美しい色をしています。裏面は枯れ葉色で、羽を閉じているとあまり目立ちません。

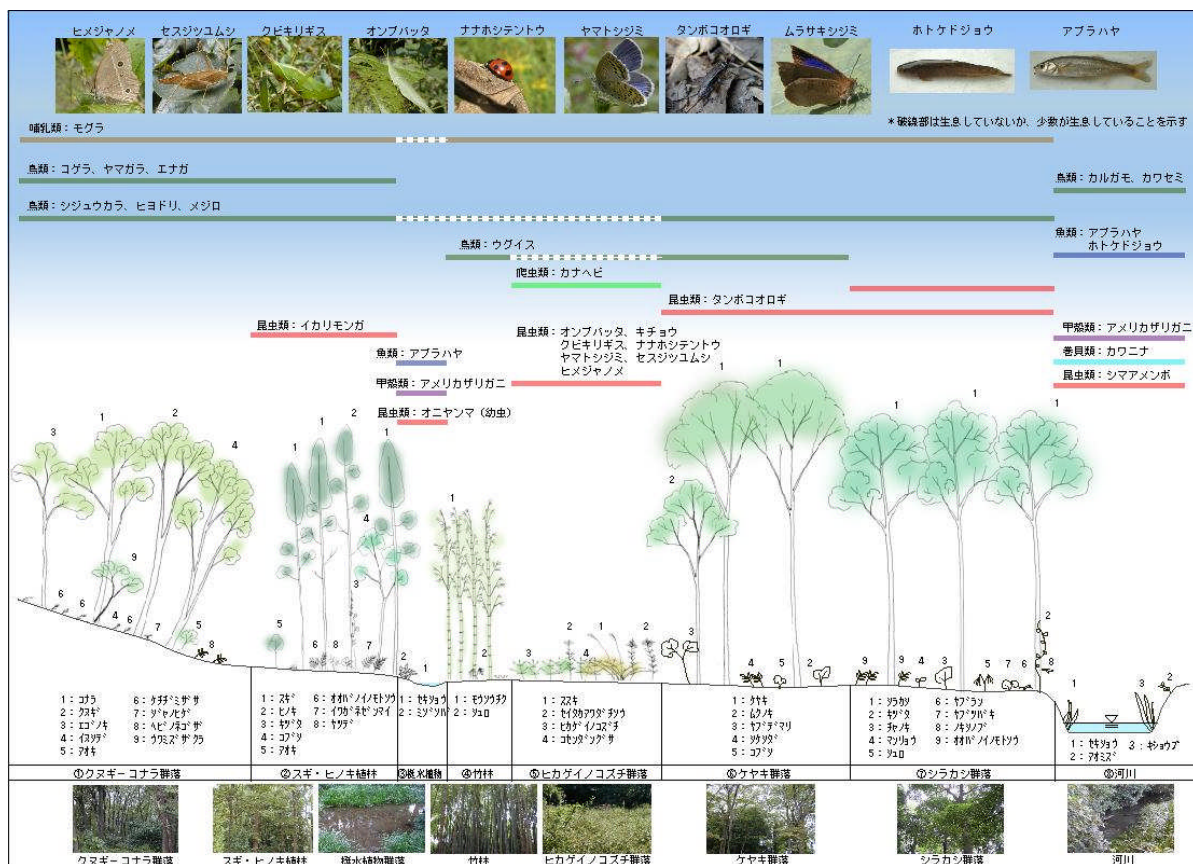


ホトケドジョウ

ホトケドジョウは、水が冷たくて澄んだ、流れの緩やかな砂泥底の水草のあるところに生息します。全長は約60mmで、他のドジョウ類に比べると太めです。



■ 南沢緑地の植生と生き物



資料：環境部環境緑政課

施策の方向

「多様な生き物を守る」ためには、生き物の生育・生息する環境を守り、育てていくことが重要であることから、今ある緑や水辺環境を自然環境に配慮して整備し、これらを相互に結びつける取り組みを展開していきます。

また、自然観察会等を開催することで市民の環境保全への意識を高め、市民参加による生き物の実態把握につなげていきます。

なお、近年は、海外から持ち込まれたペットなどが、飼いきれなくなるなどして自然界に放され、これらが固有の生態系に影響を与えている事態が発生しているため、市民や事業者に対して法律の遵守やマナーの向上を働きかけるとともに、外来種等の移入の監視などに努めています。

◆ 施策体系

【個別目標】

【 施策の方向 】

3 多様な生き物を守る

- | | |
|------------------------|--|
| ① 生き物の生育・生息環境の保全・回復・創出 | |
| ② 生き物に関する意識啓発 | |
| ③ 外来種対策等 | |

各主体の取り組み

「多様な生き物を守る」ために、各主体はそれぞれの立場で、また、協働して施策の方向に基づき取り組みを進めます。

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
① 生き物の生育・生息環境の保全・回復・創出	○ 今ある生き物の生育・生息環境を大切にします。 ○ 庭に木や草花を植栽する等、生き物が生育・生息できる空間の確保に努めます。	◎ 生態系に配慮した事業を進めます。 ○ 敷地内に木や草花を植栽する等、生き物が生育・生息できる空間の確保に努めます。
② 生き物に関する意識啓発	○ 生き物の生育・生息環境に関する情報を市に提供します。 ○ 自然観察会等に参加し、生き物に関する知識を高めます。 ○ 生き物や生態系に関する実態把握に参加・協力します。	○ 生き物の生育・生息環境に関する情報を市に提供します。 ○ 自然観察会等に協力します。 ○ 生き物や生態系に関する実態把握に参加・協力します。
③ 外来種対策等	◎ 外来種等を他の地域から移入させたりしません。 ◎ 特定外来種等については、行政と協力し、駆除に努めます。	◎ 外来種等を他の地域から移入させたりしません。 ◎ 特定外来種等については、行政と協力し、駆除に努めます。

◎：各主体の役割として位置づけている取り組み、○：各主体に期待する取り組み

市の取り組み
◎ 生き物の生育・生息している河川や湧水、樹林地や農地等の保全に努めます。
◎ 生き物に配慮した河川改修、公園整備等に努めます。
◎ 学校ビオトープ [※] の設置等、学校における環境に関する取り組みを支援します。
◎ 生き物に配慮し、街路樹や遊歩道等の緑のネットワーク化を図ります。
◎ 環境ウォッチングの開催や情報提供等を継続し、市民・事業者の意識啓発を図ります。
◎ ボランティア団体等が開催する観察会の支援を行います。
◎ 市民・事業者等と連携して、生き物や生態系に関する実態把握に努めます。
◎ 外来種等の移入等に対し、監視を行うとともに、市民などへの普及啓発を図ります。
◎ 特定外来種等については、国、都などに協力し、駆除に努めます。

3-4

個別目標4

資源を大切に、ごみの減量・リサイクルを進める

現状と課題

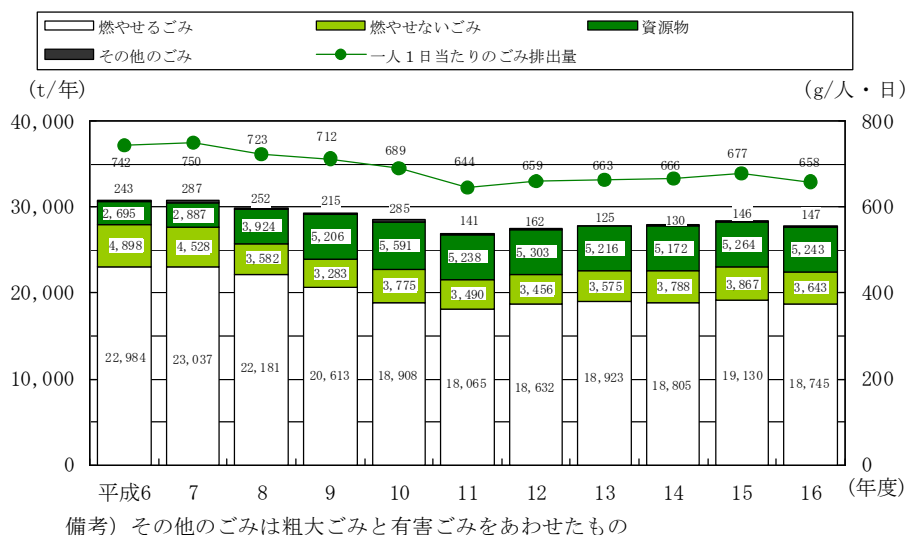
私たちは石油等の化石燃料※を大量に消費し、便利で豊かな生活を送っていますが、その一方で、大量のごみを排出しています。その結果、近年は最終処分場が不足する事態を招き、不法投棄やポイ捨て等、私たちのモラルを問われる問題も発生しています。さらに、資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模の問題を引き起こしています。

市では家庭から分別し、排出された、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物の収集運搬を行っています。また、その分別収集を基本として、拠点回収や集団回収活動も実施しています。平成16年度における一人1日当たりのごみ排出量は658g/人・日で、多摩地域の中では少ない方に位置しています。資源化率※は、平成10年度以降、25%前後を推移しています。昭和62年度からは、生ごみの減量を目的に家庭用生ごみ減量化処理機器※の購入費の助成をし、普及に努めています。今後も引き続き、ごみの発生を抑制し、リサイクルを進めることにより、資源循環のまちの構築を目指していく必要があります。

市では、不法投棄やポイ捨ての問題に対しては、東久留米駅前で「喫煙マナーアップキャンペーン※」を実施する等、市民の意識向上を図ってきましたが、依然としてタバコのポイ捨て等が問題となっています。平成17年に制定された「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例※」に基づき、さらなる対策を進めていく必要があります。

本市における電気使用量及び都市ガス消費量は、おおむね増加傾向にあります。資源を大切にしていくためには、私たち一人ひとりが省資源・省エネルギーに向けた取り組みを進めていく必要があります。太陽光や太陽熱などの新エネルギーを積極的に利用していくことも重要です。また、東京都内ではヒートアイランド※現象が深刻化しているため、人工排熱※の排出を抑制していく必要があります。

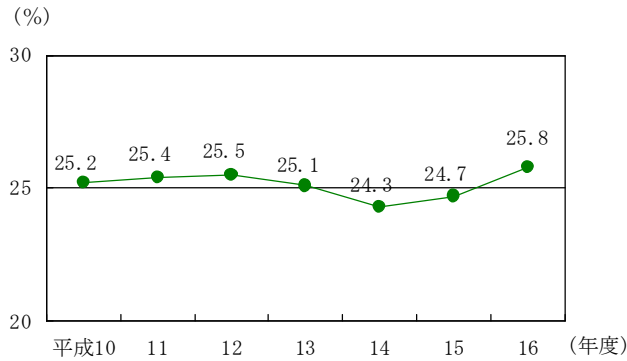
■ ごみ別収集量と一人1日当たりのごみ排出量の推移



資料：環境部ごみ対策課

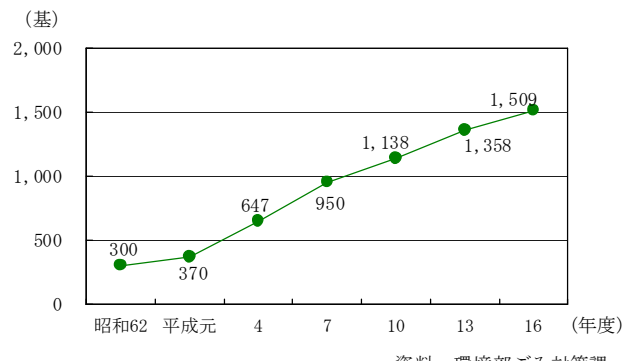
第3章 個別目標ごとの現状と課題、施策の方向、各主体の取り組み

■ 資源化率の推移



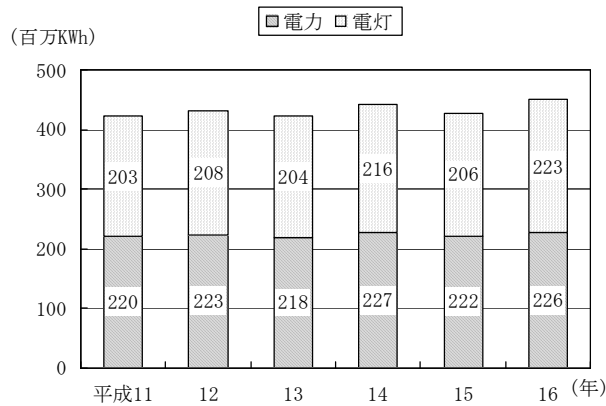
資料：環境部ごみ対策課

■ 生ごみ減量化処理機器の設置基数の推移



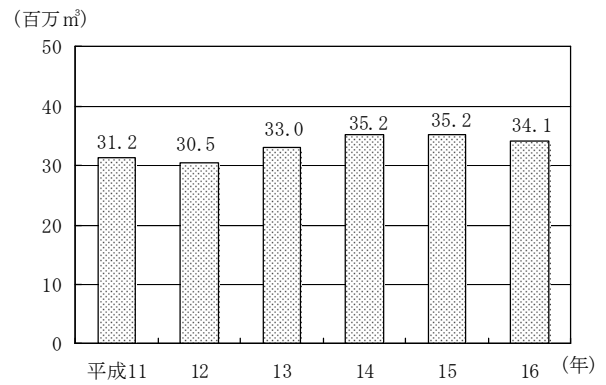
資料：環境部ごみ対策課

■ 電気使用量の推移



資料：東京電力株式会社 多摩支店

■ 都市ガス消費量の推移



資料：東京ガス株式会社 西部支店

施策の方向

我が国の乏しい資源や限られた国土においては、「資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める」ことは急務です。

ごみを減らしていくためには、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」、「東久留米市分別収集計画」に基づき、ごみ発生量の抑制、リサイクルに関する取り組みを市民参加のもとで推進していきます。なお、きれいなまちづくりを進めていくためには、引き続きポイ捨ての防止を図るとともに、近年増加している不法投棄に関しても対策を進めていきます。

また、我が国の主要なエネルギー源となっている石油や石炭は、有限の化石燃料であり、温室効果ガスの排出量も多いことから、家庭や事業所、庁舎内では、太陽光発電などの新エネルギーを利用し、省エネルギー化を促進していきます。

◆ 施策体系

【 個別目標 】

4 資源を大切にし、
ごみの減量・リサイクルを進める

【 施策の方向 】

- ① ごみ排出量の抑制
- ② リサイクル対策の推進
- ③ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ④ 省資源・省エネルギーの推進
- ⑤ 新エネルギーの利用促進

各主体の取り組み

「資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める」ために、各主体はそれぞれの立場で、また、協働して施策の方向に基づく取り組みを進めます。

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
① ごみ排出量の抑制	◎ 生ごみは水をよくきり、ごみの量を減らします。 ◎ ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理します。 ○ マイバックを持参し、レジ袋等をもらわないようにします。 ○ 過剰包装を断り、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を購入します。 ○ 市の補助制度を活用し、生ごみの減量を進めます。	◎ 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制を進めます。 ◎ ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理します。 ○ マイバックの持参を消費者に呼びかけます。 ○ 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発します。 ○ 生ごみを有効に活用できる手法を検討します。
② リサイクル対策の推進	○ ごみ減量化・資源化協力店*を利用します。 ○ リサイクル製品を購入します。 ○ 「資源物回収事業*」に協力します。 ○ グリーン購入*を進めます。 ○ 資源化に関する情報等を活用します。	◎ 事業所におけるごみの資源化に努めます。 ◎ 工事に伴う建設発生資材等の有効利用に努めます。 ◎ ごみ減量化・資源化協力店に参加・協力します。 ◎ リサイクルしやすい製品の製造や販売に努めます。 ○ グリーン購入を進めます。 ○ 資源化に関する情報等を利用します。 ○ 事業者間でリサイクルの連携体制を整備します。
③ 不法投棄・ポイ捨ての防止	◎ ごみのポイ捨てやタバコのポイ捨てをしません。 ○ 地域ぐるみで不法投棄を監視する等、不法投棄を防止に努めます。 ○ ポイ捨て等の推進活動に協力します。 ○ 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供します。	◎ 所有地を適正に管理する等、不法投棄を防止します。 ◎ 事業系廃棄物を適性に処理します。 ○ ポイ捨て等の推進活動に協力します。 ○ 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供します。

◎：各主体の役割として位置づけている取り組み、○：各主体に期待する取り組み

市の取り組み
◎ ごみの減量化のため、庁舎内も含めごみの発生を抑制します。 ◎ ごみの分け方・出し方等についての情報提供の充実、ごみ問題に関して興味関心を持てる機会の提供に努めます。 ◎ 生ごみ減量化処理機器の購入費助成等の継続などにより、生ごみの減量を推進します。
◎ 庁舎内における廃棄文書の再利用等、資源化を進めます。 ◎ 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進します。 ◎ ごみ減量化・資源化協力店への協力を呼びかけます。 ◎ 資源物回収事業を広く周知し、自発的なリサイクルシステムを促進します。 ◎ グリーン購入を率先して行います。 ◎ 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合※と連携して、エコセメント※事業を推進します。 ◎ 生ごみ減量化処理機器や学校給食から排出される残渣物について、有効利用できる方法を検討します。 ◎ 剪定枝や落ち葉等は、腐葉土や堆肥としてリサイクルされる仕組みづくりを検討します。
◎ 不法投棄、ポイ捨てさせない仕組みづくりを進め、市民・事業者の活動を支援します。 ◎ ポイ捨て防止に関する推進員を設置します。 ◎ 不法投棄やポイ捨て防止に向けたイベント等を開催し、市民・事業者への普及啓発を図ります。

第3章 個別目標ごとの現状と課題、施策の方向、各主体の取り組み

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
④ 省資源・省エネルギーの推進	◎ 電気やガス、水道、ガソリン等の使用を控えます。 ○ 省エネルギー型設備・機器類の導入に努めます。 ◎ 緑化を進める等ヒートアイランド対策に協力します。	◎ 電気やガス、水道、ガソリン等の使用を控えます。 ◎ 省エネルギー製品の研究開発を進めます。 ◎ 省エネルギー型設備・機器類の導入に努めます。 ◎ 緑化を進める等ヒートアイランド対策に協力します。
⑤ 新エネルギーの利用促進	○ 太陽光等の自然エネルギーの利用に努めます。	○ 太陽光等の自然エネルギーの利用に努めます。

市の取り組み

- ◎ 公共施設において、電気やガス、水道、ガソリン等の使用を控えます。
 - ◎ 「（仮称）東久留米市環境行動指針」を策定し、市民・事業者への環境行動を促します。
 - ◎ 「（仮称）地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業における温暖化防止対策を進めます。
 - ◎ 「（仮称）地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市内全域の温暖化防止対策に努めます。
 - ◎ 省資源・省エネルギーに関する取り組みを市民等にわかりやすく情報提供します。
 - ◎ 建物の断熱化や屋上緑化を進める等、人工排熱を抑え、ヒートアイランド対策に努めます。
-
- ◎ 太陽光等の自然エネルギーの利用に向けた情報提供、普及啓発を図ります。
 - ◎ 公共施設において太陽光等の自然エネルギーの導入を図ります。
 - ◎ ごみ焼却場から発生する熱エネルギーの有効利用を要請します。

3-5

個別目標5

健康で安心できる暮らしをつくる

現状と課題

市は、これまで公害対策として、定期的なモニタリング調査をはじめ、事業所に対する指導、ごみの中間処理施設である柳泉園※に対するダイオキシン類※対策の要請などを行い、生活環境の保全に努めてきました。その効果もあり、柳泉園におけるダイオキシン類の排出基準や、東部地域センター等の大気中におけるダイオキシン類の環境基準※を上回る濃度は検出されていません。

しかし、近年は、自動車交通に加えて、生活騒音や野焼きなどといった市民の日常生活における問題が増加しています。

市内の主要道路の沿道4箇所で測定している騒音の測定結果は、平成7年度はすべての地点で環境基準を下回っていましたが、近年は交通状況が変化し、平成16年度にはすべての地点で環境基準を超過しています。

一方、自動車交通による大気汚染の状況は、改善傾向にあります。小金井街道沿道にある東久留米自動車排ガス測定局の浮遊粒子状物質※濃度の推移を見ると、観測開始以来ほとんど環境基準を満たしていない状況でしたが、東京都及び近隣県市で実施しているディーゼル車規制※やアイドリングストップ※の啓発等の効果により、最近では環境基準を下回る結果になっています。

今後は、引き続き、定期的なモニタリング調査や事業所への指導等を実施していくとともに、生活騒音や野焼きなどの近隣公害対策を充実していく必要があります。また、市内を通過する自動車公害対策等、本市だけでは解決できない問題については、東京都や近隣市と連携した対策を進めていくことが必要です。

■ 大気中のダイオキシン類濃度（平成16年度）

調査地点	8/20～27	2/3～10	年平均値
	毒性当量 (pg※-TEQ※/m³)	毒性当量 (pg-TEQ/m³)	毒性当量 (pg-TEQ/m³)
①東部地域センター	0.046	0.059	0.053
②南部地域センター	0.052	0.054	0.053
③西部地域センター	0.044	0.079	0.062
平均値	0.047	0.064	0.056

備考1) 毒性当量：定量されたダイオキシン類を、2,3,7,8-TCDDの毒性に換算した総量

備考2) 環境基準値：年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下

資料：環境部環境緑政課

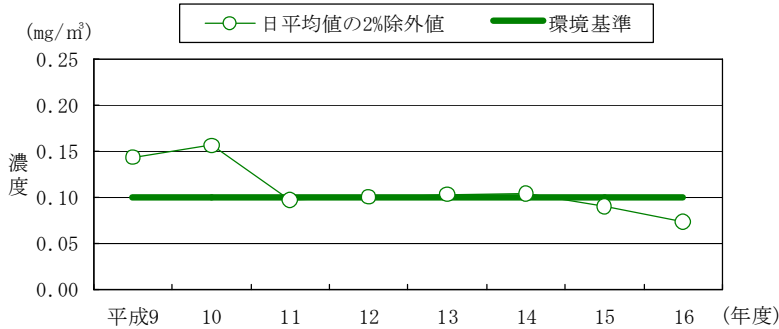
■ 市内主要道路沿道の騒音・振動測定結果（平成16年度）

対象道路	測定地点	昼夜別	等価騒音レベル（dB(A)）		振動レベル（dB）		交通量	
			測定結果	環境基準	測定結果	要請限度※	昼夜別 平均交通量 （台/10分間）	
				地域の区分 基準値		区域の区分 基準値		
小金井街道	野火止1-1	昼間	74	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	第二種区域（2車線以上）	70	152
		夜間	74		65		65	70
新小金井街道	滝山6-1	昼間	71	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	第一種区域（2車線以上）	65	129
		夜間	70		65		60	48
新青梅街道	滝山3-11	昼間	76	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	第一種区域（2車線以上）	65	428
		夜間	75		65		60	171
所沢街道	南沢5-18	昼間	72	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	第一種区域（2車線以上）	65	178
		夜間	72		65		60	94

備考）表中の網掛けは、基準となる値を超過していることを表示

資料：環境部環境緑政課

■ 道路沿道の浮遊粒子状物質濃度の推移（小金井街道沿道にある東久留米測定局）



備考）浮遊粒子状物質はディーゼル排ガスの黒煙等に含まれる粒径 0.001mm 以下の物質

資料：東京都環境局

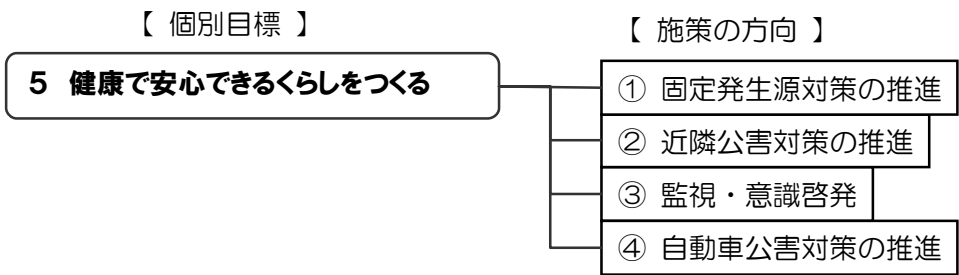
施策の方向

ごみの中間処理施設や都内の幹線交通を担う道路が存在する本市においては、「健康で安心できる暮らしをつくる」ために、大気環境の保全と騒音の発生抑制に留意することが必要です。

固定発生源対策としては、事業所に対する指導や柳泉園の継続的なダイオキシン類対策の要請等を引き続き行っていくとともに、同時に市民には情報を提供していきます。近年増加している野焼きや生活騒音等の対策としては、法律の遵守、マナーやモラルの向上を働きかけていきます。自動車公害対策としては、アイドリングストップの啓発など、東京都とも連携しながら取り組みを進めていきます。

日々の暮らしの中から発生する環境問題については、充実した対応を図るとともに、イベント等を通じて意識啓発を図っていきます。

◆ 施策体系



各主体の取り組み

「健康で安心できる暮らしをつくる」ために、各主体はそれぞれの立場で、また、協働して施策の方向に基づく取り組みを進めます。

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
① 固定発生源対策の推進	◎ 緑の維持・管理には除草剤等の薬剤をできる限り使用しません。 ○ 有害化学物質に関する新たな情報を適切に得て、意識向上に努めます。	◎ 事業所からの大気汚染、騒音・振動、土壌汚染等の発生防止に努めます。 ◎ 緑の維持・管理には除草剤等の薬剤をできる限り使用しません。 ◎ 有害化学物質を含まない商品の開発・販売を進めるとともに、使用・排出実態について情報提供に努めます。 ◎ 農薬や化学肥料の使用を減らす等、環境にやさしい農業を進めます。
② 近隣公害対策の推進	◎ 生活騒音等の発生を抑え、近隣に迷惑をかけないようにします。 ◎ 家庭でごみの焼却をしません。	◎ 建設工事や飲食店の営業等においては、近隣に迷惑をかけないようにします。 ◎ 小型焼却炉は適正な設備を設置し、野焼きはしません。
③ 監視・意識啓発	○ 汚染や汚濁等を発見した場合は、市と連携して、防止対策に努めます。 ○ 事業所から発生する大気汚染、騒音・振動、土壌汚染等の情報を市に提供します。 ○ 環境に関するイベント等に参加します。	◎ 汚染や汚濁等が見つかった場合は、行政（都、近隣市含む）と連携して、防止対策に努めます。 ◎ 事業所から発生する大気汚染、騒音・振動、土壌汚染等の監視体制に協力します。 ○ 環境に関するイベント等に参加します。
④ 自動車公害対策の推進	◎ アイドリングストップ等環境にやさしい運転を心がけます。 ◎ 自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。 ○ 低公害車※を購入・使用するよう努めます。	◎ アイドリングストップ等環境にやさしい運転を心がけます。 ◎ 物流の効率化を進めます。 ○ 低公害車を購入・使用するよう努めます。

◎：各主体の役割として位置づけている取り組み、○：各主体に期待する取り組み

市の取り組み
◎ 事業所における大気汚染防止、騒音・振動防止、土壌汚染防止等の指導を行います。 ◎ ごみの中間処理施設である柳泉園の適正な設備管理を促し、継続的なダイオキシン類対策の実施を要請します。 ◎ 公共施設内の緑の維持管理には、除草剤等の薬剤をできる限り使用しません。 ◎ 有害化学物質の汚染が確認された場合、原因究明とその再発防止の指導を行います。 ◎ 環境にやさしい農業を支援します。
◎ 建設工事においては、低騒音・低振動型の機械を使用するよう指導します。 ◎ 騒音、野焼き等の生活公害に関する苦情相談など充実した対応を図ります。
◎ ダイオキシン類や騒音・振動等の調査を定期的を実施し、都や近隣市と連携した改善対策に努めます。 ◎ 事業所から発生する大気汚染や騒音・振動等の監視体制を充実します。 ◎ 環境フェスティバル等のイベントなどを通じて情報提供を行い、市民・事業者の意識啓発を図ります。
◎ アイドリングストップ等の環境にやさしい運転をはじめ、公共交通機関や自転車の利用促進に向けた呼びかけを行います。 ◎ 公共交通機関の充実を要請します。 ◎ 低公害車購入の奨励についての調査研究を行います。 ◎ 市内を循環する「低公害バス等」の運行について調査研究を行います。 ◎ 公用車の小型化（低公害車の導入を含む）を図る等、排気ガスの抑制に努めます。

3-6

個別目標6

環境について学び、活動につなげる

現状と課題

市は、「広報ひがしくるめ」の発行や「東久留米市ホームページ」等を通じて、広く市民に環境情報を公開しています。市内の環境情報を取りまとめた「かんきょう東久留米※」は、毎年、市庁舎の市政情報コーナーや図書館等で公開しています。

また、市では、毎年6月を環境月間と定めて、「環境フェスティバル」や「環境・子どもサミット」等さまざまな催しを行っている他、それ以外の期間でも、市内の自然をはじめ、環境についてさまざまなことを学ぶことができる「環境ウォッチング」を主催しています。さらに、市内の学校では、第四小学校のピオトープ学習をはじめさまざまな環境教育・環境学習を行っています。

しかし、市民からは「環境情報の提供が不十分である」、「一人ひとりの環境意識を高めてほしい」という声が寄せられています。

私たち一人ひとりが環境を学ぶことで、環境問題への関心や知識を高め、積極的な行動を起こしていくことが求められています。

そのため、今後、各主体間の情報交流を進めるとともに、子どもから高齢者まで環境について学ぶことのできる機会の充実、環境活動の支援など、市民や事業者による環境活動を活発にしていくことが重要です。

■ 学校における環境学習・環境教育

～ 第四小学校のピオトープ学習 ～

第四小学校では、全校生徒が参加しピオトープを作っています。現在は、おたまじゃくしやメダカの観察等を通じて環境学習・環境教育を実施しています。



■ 市（環境部所管）が実施している環境保全普及啓発事業

～ 環境フェスティバル ～

市役所1階の市民プラザで市内の環境に関心のある団体による環境に関するパネル展示や講演会等を行っています。平成17年度は、「つなげよう未来へ～自然・まち・人の環（わ）」をテーマに環境講座や出前ホテル鑑賞会等を行い、延べ3日間で約1,500名の参加がありました。



～ 環境ウォッチング ～

平成16年度より、市内の自然環境等を通じて環境学習できる環境ウォッチングを開催しています。昆虫や植物の観察、廃棄物処理施設等の見学を行い、子どもから高齢者までの幅広い層の参加がありました。

～ 環境シンポジウム ～

この計画の策定に伴い、平成16、17年度、環境シンポジウムを開催しました。基調講演やパネルディスカッション等を行い、市民の環境保全に対する意識啓発を図りました。



施策の方向

市では、「環境について学び、活動につなげる」ことを重視して、多様化、複雑化する環境問題の現象をよく理解し、その解決に向けた自発的な行動の輪を広げていくことをめざします。

そのため、様々な環境に関する情報を広報紙やホームページ等を通じて市民、事業者に提供し、併せて地域や学校・職場における環境教育・環境学習できる場や機会を設けていきます。また、市民・事業者・市が協働して環境活動を進めていくための取り組みを展開していきます。

◆ 施策体系

【 個別目標 】

6 環境について学び、活動につなげる

【 施策の方向 】

- ① 環境情報の公開・提供
- ② 学校・職場での環境教育
- ③ 地域での環境学習
- ④ 環境活動の促進

各主体の取り組み

「環境について学び、活動につなげる」ために、各主体はそれぞれの立場で、また、協働して施策の方向に基づく取り組みを進めます。

施策の方向	市民の取り組み	事業者の取り組み
① 環境情報の公開・提供	○ 市の広報紙やホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。 ○ 図書館等を活用して環境に関する知識を高めます。 ○ 環境学習用のパンフレット、教材を活用し、環境について学び、理解します。 ○ 環境保全に関するアイデアを市に提供します。	○ 市の広報紙やホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。 ○ 図書館等を活用して環境に関する知識を高めます。 ○ 環境学習用のパンフレット、教材を活用し、環境について学び、理解します。 ○ 環境保全に関する取り組み結果を公表するよう努めます。
② 学校・職場での環境教育	○ 自主的な環境活動に参加・協力し、環境に関する知識を高めます。 ○ 環境に関する体験学習に参加・協力します。 ○ 学校の環境教育・環境学習に参加・協力します。	○ 自主的な環境活動に協力します。 ○ 環境に関する体験学習に参加・協力します。 ○ 学校の環境教育・環境学習に参加・協力します。 ○ 職場での研修を行い、環境保全に関する意識の向上を図ります。
③ 地域での環境学習	○ 環境に関する学習に参加・協力します。 ○ 環境に関するイベント等に参加し、環境について学びます。 ○ 家庭の中で環境について話し合います。	○ 環境に関する学習に参加・協力します。 ○ 地域での環境に関するイベント等に参加するとともに、自らも企画・開催します。
④ 環境活動の促進	○ 「（仮称）東久留米市環境行動指針」に基づいて、環境に配慮した生活に努めます。 ○ 日常生活の中で、気がついた環境保全の工夫を活かし、行動につなげます。 ○ 「（仮称）地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温暖化防止に努めます。 ○ 地域の環境活動に参加・協力します。 ○ 「（仮称）年次報告書」を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。	○ 「（仮称）東久留米市環境行動指針」に基づいて、環境に配慮した事業活動に努めます。 ○ 事業所の環境管理・監査システムを整備します。 ○ 「（仮称）地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温暖化防止に努めます。 ○ 地域の環境活動に参加・協力します。 ○ 「（仮称）年次報告書」を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。

◎：各主体の役割として位置づけている取り組み、○：各主体に期待する取り組み

市の取り組み
◎ 広報紙やホームページ等を通じて、地球環境問題や市の環境に関する情報などを定期的に発信していきます。 ◎ 図書館、学校図書館では、環境に関する書籍の紹介と充実を図ります。 ◎ 環境学習パンフレット、教材を収集・整理し、提供します。 ◎ 学校等の要請に応じて適した指導者を派遣できるように、指導者リストを整理します。 ◎ インターネットを利用した環境情報システムの整備を検討します。
◎ 情報提供を行う等、自主的な環境活動を支援します。 ◎ 学校ビオトープの設置等、学校における環境に関する取り組みを推進します。 ◎ 専門家による授業や体験学習を取り入れる等、環境教育・環境学習を推進します。 ◎ 市職員の環境研修を実施し、環境に関する理解を深めます。 ◎ 指導者の育成や交流を進めます。
◎ 環境に関する学習を推進します。 ◎ 環境に関するイベント等を企画・開催し、普及啓発を図ります。 ◎ 市民・事業者等が開催する環境に関するイベントを支援します。 ◎ 地域の環境活動を推進する指導者の育成を支援します。
◎ 「（仮称）東久留米市環境行動指針」を作成し、市民・事業者への環境行動を促します。 ◎ 「（仮称）地球温暖化対策実行計画」を作成し、市の事務・事業における温暖化防止対策を進めます。 ◎ 「（仮称）地球温暖化対策地域推進計画」を作成し、市内全域の温暖化防止対策に努めます。 ◎ 地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援します。 ◎ 都や近隣市との連携を図り、環境活動の組織づくり、人づくりを進めます。 ◎ 市民や事業者等の協力・連携のもと「（仮称）年次報告書」を作成し、市民・事業者などへ公表します。 ◎ 「（仮称）東久留米市市民環境会議」の定期的な開催等を通じて、市民や事業者との環境に関する意見交換に努め、市の環境行政に反映します。

第4章

優先して 取り組むべき施策

4-1

水と緑の保全

4-2

ごみ排出量の抑制とリサイクルの推進

4-3

地球温暖化の防止

4-4

意識啓発と実態把握

優先して取り組むべき施策の設定に当たって

優先して取り組むべき施策とは、市の環境をより良くする上で、他の施策より優先して取り組むべき施策、着実に進展が求められる施策のことです。

近年、京都議定書の発効をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」の制定等、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。このような社会情勢のもと、市では、地球温暖化の防止、ごみの減量など、環境の保全等に関する取り組みを実施していますが、より良い環境をつくっていくためには、より一層の対策を進めていく必要があります。

このような背景を踏まえるとともに、国の環境基本計画の長期的な目標である「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を視野に入れて、下記の4つの項目を優先的に取り組むべき施策として推進していきます。

4-1

水と緑の保全

4-2

ごみ排出量の抑制とリサイクルの推進

4-3

地球温暖化の防止

4-4

意識啓発と実態把握

【循環】

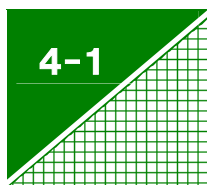
【共生】

【参加】

【国際的取組】

○ 国の環境基本計画に掲げられている長期的な目標

循環	物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現
共生	社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、自然と人との間に豊かな交流を保つなど、健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保
参加	あらゆる主体が環境への負荷の低減や賢明な利用などに自主的に取り組み、環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現
国際的取組	地球環境の保全のため、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアティブを発揮して、国際的取組を推進



水と緑の保全

背景

市では、「東久留米市緑の基本計画」に基づき、水と緑の保全に向けた取り組みを実施しています。

しかし、近年は都市化の進展により、樹林地や農地が減少し、地表面のコンクリート化やアスファルト化が進んでいます。そのため、雨水の地下浸透量が減少し、湧水や河川の水量に影響を与えています。

引き続き、公共施設における雨水浸透施設の設置を進めるとともに、市民に対する設置を促進し、湧水や河川水量の安定化を図っていきます。

また、毎年実施している黒目川と落合川等の流量調査を継続していくとともに、現在、市で実施している湧水調査の充実を図り、水量の監視に努めていきます。

一方、市民の環境保全意識を高めるため、緑の実態把握、緑とふれあう機会の充実が求められています。市民参加による緑の実態把握、みどりのサインボードの設置を進めることにより、緑の保全に努めていきます。

施策の内容

■ 雨水浸透施設の設置

既存住宅に対する雨水浸透施設の設置や公共施設における雨水浸透施設の設置など、これらの普及啓発に努めていきます。

■ 湧水調査の継続実施

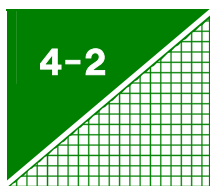
平成14年度から実施している湧水地5箇所における水量・水質の調査を継続して行っています。また、今後は調査箇所を増やす等、調査の充実を図っていきます。

■ 緑の実態把握

市内の緑の実態について、民有地を含め把握していきます。さらに、市民の環境保全意識の向上を促し、市民参加による緑の実態調査を実施していきます。

■ みどりのサインボードの設置

水と緑の道しるべとして市民に親しまれている「みどりのサインボード」を設置する等、市民が水と緑とふれあう機会を充実していきます。



ごみ排出量の抑制とリサイクルの推進

背景

「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「容器包装リサイクル法※」、「家電リサイクル法※」の制定等、ごみやリサイクルに関する社会情勢は大きく変化しています。

このような社会情勢のもと、市では、循環型社会の形成を目指し、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」、「東久留米市分別収集計画」に基づき、ごみの排出量の抑制やリサイクルに関する取り組みを推進しています。

本市におけるごみ排出量の推移をみると、平成11年度以降、燃やせるごみ、燃やせないごみの排出量は年々増加傾向にあり、一方、リサイクルに回す資源物の回収量は横ばい傾向にあります。

そこで、ごみの排出量を抑制し、リサイクルを進めていくために、今後、「容器包装リサイクル法対象その他プラスチックの分別収集」をはじめ、「ごみ発生抑制策の検討」、「資源物資源化の推進」、「資源集団回収事業の推進」、「生ごみ減量化の推進」に関する取り組みを進めていきます。

施策の内容

■ プラスチックごみの資源化・再利用

容器包装リサイクル法対象その他プラスチックを資源化するための収集処理システムを確立します。また、リサイクルのルートに回せない残りのプラスチックを柳泉園組合及び構成3市と協議を行い、プラスチックごみ再利用のため柳泉園における熱回収（サーマルリサイクル※）及びプラスチック固形燃料化処理の検討を進めていきます。

■ ごみ発生抑制策の検討

生産、流通、消費段階でのごみの発生抑制の観点から、事業者の拡大生産者責任の明確化を目的とした実効性のある制度の新設や関連法の整備を国や都に強く要請するとともに、発生抑制に効果のある家庭ごみの有料化について検討を進めていきます。

■ 資源物資源化の推進

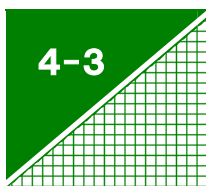
燃やせるごみや燃やせないごみに出されているリサイクル可能な資源物については、新たに資源物の高度分別化※を図ることで、一層の資源化を進めていきます。

■ 資源集団回収事業の推進

排出前での有効な抑制策である資源集団回収事業について、制度の周知や活動への参加の呼びかけを行い、参加団体や資源回収量の増加を進めていきます。

■ 生ごみ減量化の推進

生ごみ処理機購入費助成制度を十分に周知し家庭単位における生ごみの減量を推進するとともに、生ごみの減量化に取り組んでいる市民団体等への支援策の研究検討を進めていきます。



地球温暖化の防止

背景

私たちの生活から排出されている二酸化炭素等の温室効果ガスは、増加の一途をたどっており、このままでは地球温暖化による深刻な影響がもたらされることが予想されています。

平成17年2月には京都議定書が発効し、日本は目標期間である2008～12年に温室効果ガス排出量を1990年当時の6%削減することが義務づけられました。地方公共団体においては、「地球温暖化対策実行計画」及び「地球温暖化対策地域推進計画」の策定が法的に位置づけられている状況にあり、私たちは、日常生活や事業活動等において、環境にやさしい行動をしていくことが求められています。

このようなことから、本市は、「（仮称）地球温暖化対策実行計画」及び「（仮称）地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、「（仮称）東久留米市環境行動指針」を作成し、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めていきます。

施策の内容

■（仮称）地球温暖化対策実行計画

現在、市では夏季・冬季における空調の設定温度の調整、昼休み等における消灯の徹底など、地球温暖化防止に向けた取り組みを行っていますが、社会情勢の変化に伴い、さらなる対策が求められています。

「（仮称）地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みをより一層進めていきます。

（仮称）地球温暖化対策
実行計画

■（仮称）地球温暖化対策地域推進計画

地域における地球温暖化防止対策を進めていくためには、市が率先して取り組みを進めるだけでなく、市民・事業者も協力・連携していく必要があります。

「（仮称）地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、本市全体の地球温暖化防止対策を進めていきます。

（仮称）地球温暖化対策
地域推進計画

■（仮称）東久留米市環境行動指針

市民・事業者・小中学生が環境行動を実践するための手がかかりとなるような「（仮称）東久留米市環境行動指針」を作成し、環境意識の向上、積極的な環境行動を促していきます。

（仮称）東久留米市
環境行動指針

【市民編】

【事業者編】

【子ども編】

4-4

意識啓発と実態把握

背景

市は、平成16年度から市内の自然環境やごみ問題等を学ぶことのできる環境ウォッチングを開催し、市民の意識啓発に努めています。また、平成16年度には、南沢緑地及び柳窪保存樹林において自然環境調査を実施し、生き物の生育・生息状況を把握しました。

市民の環境保全意識をさらに高めていくために、環境ウォッチングを継続的に開催していきます。また、環境ウォッチングを発展させた生物モニタリング調査を実施することで、市内の自然環境の変化を把握していきます。

【 生物モニタリング調査の方向性 】



施策の内容

■ 環境ウォッチングの開催

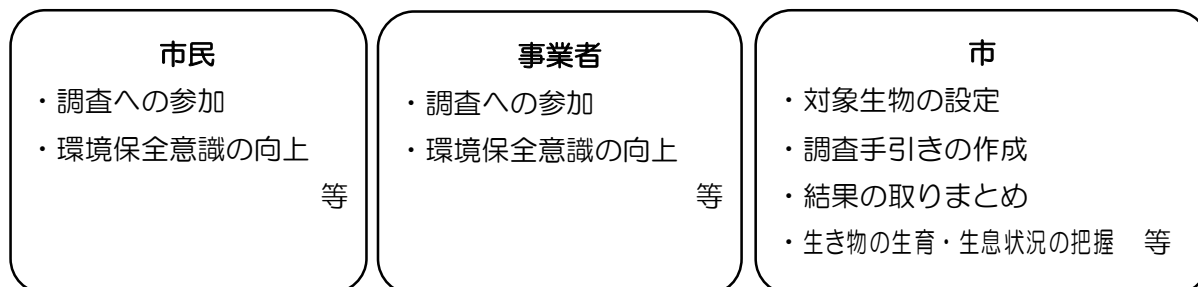
市民の環境保全意識をさらに高めていくため、環境ウォッチングを継続的に開催していきます。可能な限り、地元市民を講師役とする等、人材の育成につなげていきます。

■ 生物モニタリング調査の実施

生物モニタリング調査を実施することで、経年的に生き物の生育・生息状況を把握し、市内の自然環境の変化を捉えていきます。

なお、生物モニタリング調査は市民参加を基本とし、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識して実施していきます。

【 生物モニタリング調査の各主体の役割 】



第 5 章

計 画 の 推 進

5-1

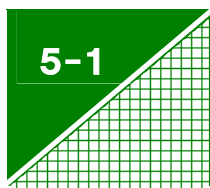
計画の推進体制

5-2

進行管理の仕組み

5-3

点検評価の考え方



計画の推進体制

「将来の環境像」の実現に向けて、この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・市の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、それらを円滑に運営し、連携していくことで、この計画の実効性を確保していきます。

「東久留米市環境審議会」

「東久留米市環境審議会」は、「東久留米市環境審議会規則」に定められているとおり、学識経験者、関係行政機関職員、市民、事業者の代表によって構成される組織です。

東久留米市環境基本条例第20条に基づき設置された市長の附属機関です。

この環境審議会の役割は、環境の保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的に調査審議するとともに、この計画の進捗状況について点検・評価し、見直し方針などを検討します。

「（仮称）東久留米市市民環境会議」

「（仮称）東久留米市市民環境会議」は、市民・事業者の環境の保全等に関する取り組みの推進組織として位置づけます。

この環境会議の役割は、『① 計画の実現に向けて、市民自らの取り組みを含め、市民、事業者、市の協働の趣旨に基づいた提案をする。② この計画推進に地域での活動の輪の拡大を含め、積極的に取り組み、市民、事業者、市の協働体制を作り上げるために努力する。③ この計画に関連する必要な情報の共有に努める（環境の保全等に必要な情報の収集整理、調査、学習、啓発、公開等）』こととします。

「（仮称）東久留米市庁内環境委員会」

「（仮称）東久留米市庁内環境委員会」は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織として位置づけます。

この庁内環境委員会の役割は、環境の保全等に関する取り組みの進捗状況などについて、庁内の「各担当課」からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

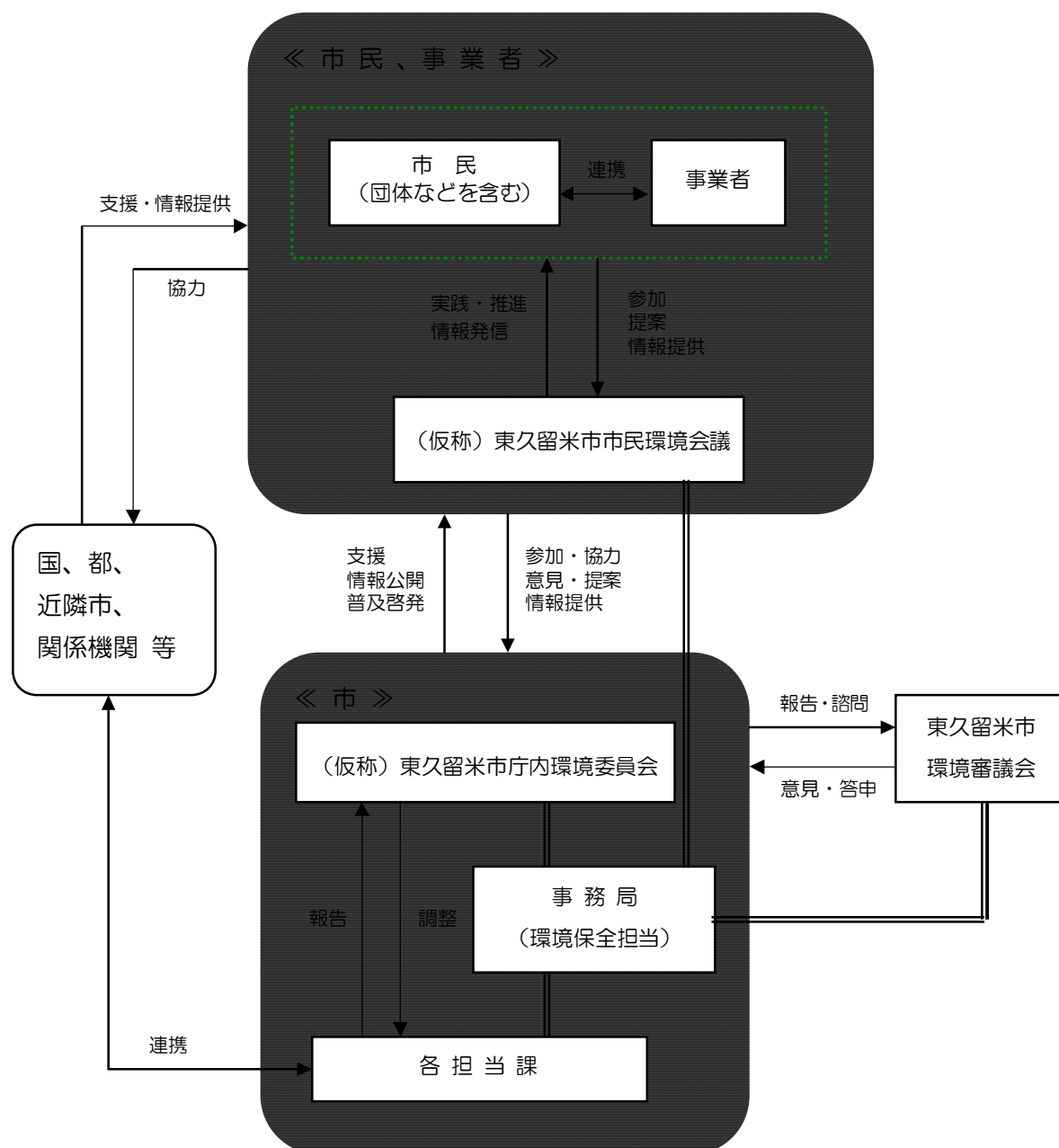
「各担当課」

庁内の各担当課は、この計画に基づき、必要に応じて環境関連の個別計画の策定や見直し等を行い、より具体的に環境の保全等に関する取り組みを推進します。また、「（仮称）東久留米市庁内環境委員会」にその結果を報告します。

「事務局（環境保全担当）」

事務局（環境保全担当）は、「（仮称）東久留米市市民環境会議」、「（仮称）東久留米市庁内環境委員会」、「各担当課」からの報告、「東久留米市環境審議会」からの意見・答申を受け、「（仮称）東久留米市年次報告書」の作成や計画全体の見直し、公表等を行います。

計画の推進体制



国、都、近隣市、関係機関等との連携

広域的な視点が必要な取り組み、あるいは技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら対応していきます。

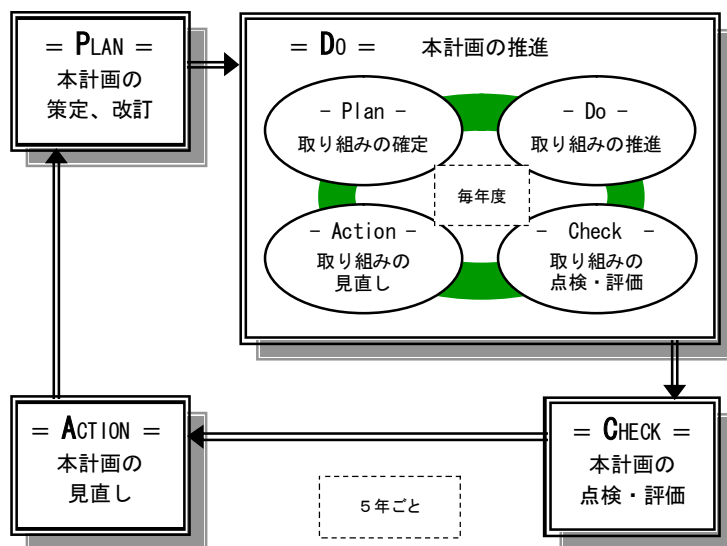
5-2

進行管理の仕組み

進行管理の基本的な流れ

この計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入する必要があると考えます。

進行管理の仕組みは、P（Plan：計画立案）→ D（Do：実践）→ C（Check：点検・評価）→ A（Action：見直し）といった「PDCAサイクル」を基本とします。



計画の見直し

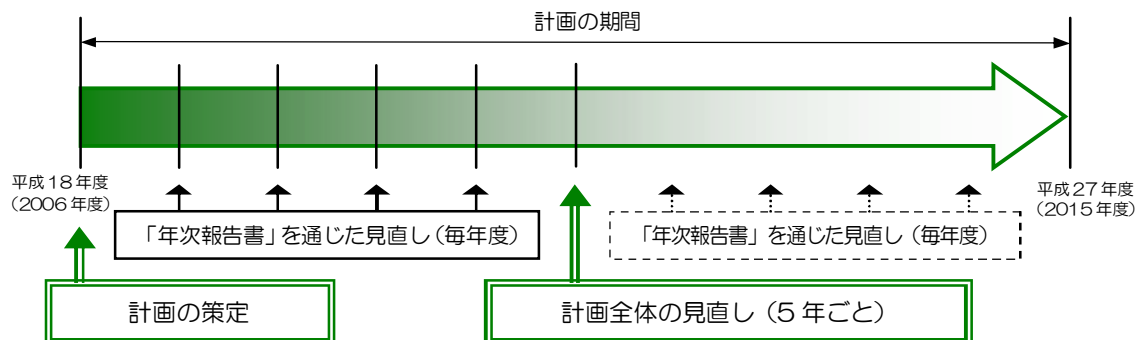
毎年度行う「（仮称）東久留米市年次報告書」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。

「（仮称）東久留米市年次報告書」を通じた見直し（毎年度実施）

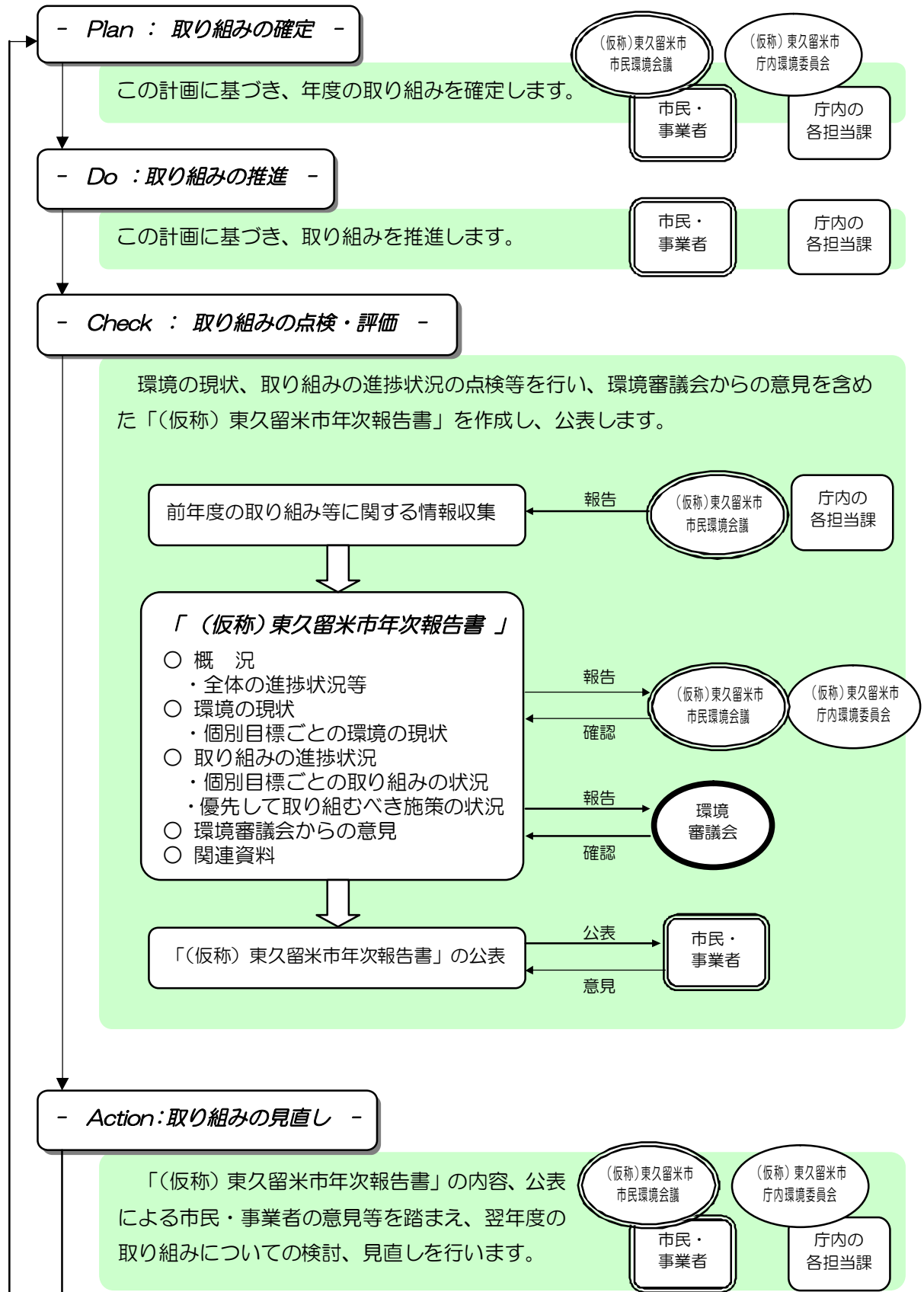
東久留米市環境基本条例第9条に基づき、計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策などについて取りまとめた「（仮称）東久留米市年次報告書」を毎年度作成します。また、市民・事業者等に公表することにより、各主体の参加のもとで進捗状況の点検・評価を行い、取り組みなどの見直しを行います。

計画全体の見直し（5年ごとに実施）

この計画は平成27年度（2015年度）までを計画期間としますが、今後の社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、おおむね5年ごとに、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に係わる見直しを行います。



「（仮称）東久留米市年次報告書」を通じた見直しのイメージ（毎年度の流れ）



5-3

点検評価の考え方

この計画は効率的かつ実現性のある計画を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」や個別計画である「緑の基本計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「（仮称）東久留米市年次報告書」において環境の側面からの点検評価を行っていきます。

下記の個別目標ごとの点検評価項目に加え、個別目標ごとの取り組み及び優先的に取り組むべき施策について、毎年度点検していきます。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価していきます。

■ 個別目標ごとの点検評価項目

個別目標	点検評価項目
湧水や河川を守る	●既存住宅における雨水浸透施設の設置基数 ●公共施設における雨水浸透施設の設置基数 ●市内の河川で実施している水質調査項目の環境基準の達成状況
緑を守り、育てる	●公園緑地等都市施設とする緑地の1人当たりの面積 ●緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積 ●生産緑地地区の面積 ●市民農園及び体験型農園の箇所数
多様な生き物を守る	●生き物の生育・生息状況 (3～5年ごとの自然環境調査により把握)
資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める	●電気使用量、都市ガス消費量、水道使用量 ●市民一人1日当たりのごみ排出量 ●資源化率
健康で安心できる暮らしをつくる	●東久留米測定局における大気汚染物質の環境基準の達成状況 ●大気中のダイオキシン類濃度の環境基準の達成状況 ●市内主要道路沿道における騒音の環境基準の達成状況 ●市内主要道路沿道における振動の要請限度の達成状況
環境について学び、活動につなげる	●環境学習における環境講座等の参加人数、開催回数 ●（仮称）市民環境会議の開催回数

資料編

資料1

東久留米市環境基本条例

資料2

環境審議会委員名簿等

資料3

計画策定までの経緯

資料4

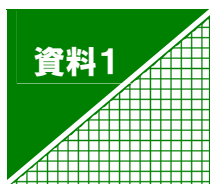
諮問・答申

資料5

環境基準等

資料6

用語説明



東久留米市環境基本条例

平成16年条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条・第8条）

第3章 環境保全施策の推進（第9条－第19条）

第4章 東久留米市環境審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

付則

私たちは、豊かで便利な暮らしを享受する一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、廃棄することにより自然環境を犠牲としています。その結果、地球の温暖化をはじめとする人類存続の基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしていることに気がつきました。今は、そのことが世界の共通認識となっています。

東久留米市には、南沢の湧水群をはじめとして豊かな清流があり、その恵みに支えられて古代から人々の暮らしが営まれてきました。しかし、命を育んできた湧水と清流は、急激な都市化によって悪臭を放つまでに汚染され、川から生き物の姿が消えてしまう時代がありました。そして、その後の環境改善の取組によって水質はよみがえり、水辺には再び多くの生き物が見られるまでになりました。

私たちはわずか三十年余りの間に、人間社会による環境破壊のすさまじさと、それを克服できる人間の英知とを知りました。今、清らかな湧水とみどりにふれるとき、私たちの都市生活と自然環境との共生の必要性を強く感じます。

私たちには、歴史とともに生き続けた東久留米市の恵み豊かな環境を、今の時代で絶やすことなく、次世代に引き継ぐ責任があります。このまちの環境への取組は、そのまま地球環境の保全につながると確信しています。

東久留米市の環境保全について、市民、事業者及び市が協調し合い、総合的・計画的に進めることによって、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができる良好な環境づくりを進めるため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、東久留米市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これら環

境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全等を計る上で支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全等を図る上での支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が快適な生活を営む良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的とし、市、市民、事業者等、すべての者の積極的な取組によって行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
 - (2) 大気、水(湧水等)、緑(緑地等)、土壌、動植物等からなる自然環境に関すること。
 - (3) 人と自然との豊かなふれあいと、良好な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
 - (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
 - (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全等に関すること。
 - (6) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。
- 2 市は環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、率先して環境の保全等を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努め、環境の保全等に努めるとともに、市が推進する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、かつ自然環境の保全等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、市及び地域社会に協力し、積極的に環境の保全等に努めなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東久留米市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関し、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 配慮指針

(4) 前各号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東久留米市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときには、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の保全のための配慮及び措置)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画と整合させるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境保全施策の推進

(報告書)

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(資源の循環的利用等)

第10条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなくてはならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が推進されるよう努めるものとする。

(環境の監視と体制の整備)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(情報の提供等)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の保全等に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者等の権利及び利益の保護に配慮し、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者等が環境の保全等について理解を深め、自発的な環境の保全等に

関する活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実等、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の支援)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらのもので構成される民間団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の評価)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、その進捗状況を必要に応じて評価するよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適切な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための必要な措置を講ずることができるものとする。

(国等との協力)

第17条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全等の推進)

第18条 市は、国等と連携して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(湧水及び緑の保全の推進)

第19条 市は、湧水及び緑の持つ多面的な機能を重視し、人と湧水及び緑とのふれあいを確保するため、湧水及び緑の保全の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第4章 東久留米市環境審議会

(環境審議会)

第20条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全等の施策に関する基本的事項
- (3) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項

3 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成１６年４月１日から施行する。
(東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第５５号）の一部を次のように改正する。
別表中「緑化審議会」を「環境審議会」に改める。
(東久留米市のみどりに関する条例の一部改正)
- 3 東久留米市のみどりに関する条例（昭和４７年東久留米市条例第３４号）の一部を次のように改正する。
第２条第２項中「東久留米市緑化審議会」を「東久留米市環境基本条例（平成１６年東久留米市条例第３号）第２０条に規定する東久留米市環境審議会」に、「はかり」を「諮り」に改める。
第２３条を削る。
第４章を削る。
第５章中第２９条を第２３条とし、同章を第４章とする。

資料2

環境審議会委員名簿等

■ 東久留米市環境審議会 委員名簿

氏 名	備 考
○ 山田 啓一	法政大学教授・工学博士
須藤 秀一	元緑化審議会委員
◎ 貫井 昭三	元地方行政職経験者
十文字 輝雄	自由学園 学園長
松永 正美	市民（公募）
大西 順子	市民（公募）
三戸 茂	市民（公募）
篠田 恭子	市民（公募）
津田 典子	市民（公募）
高橋 邦雄	株式会社イトーヨーカ堂 東久留米店
加藤 久幸※	//
中村 淳	カ・コ・ライスト ヲハノソノダツ株式会社多摩工場
佐藤 勉	東京都環境局多摩環境事務所

◎：会長 ○：職務代理（敬称略）

備考）※は平成 17 年 2 月 22 日より変更になった委員を指している。

■ 東久留米市環境基本計画庁内検討委員会 委員名簿

氏 名	所属部課
迫田 眞悟	企画経営室 企画調整課
大崎 映二※	//
中村 元美	企画経営室 広報課
山下 満	総務部 管財課
上田 正昭※	//
和泉 茂生	市民部 生活文化課
東 淳治※	//
土屋 清	市民部 産業振興課
井口 春男	環境部 ごみ対策課
高橋 高一	環境部 下水道課
◎ 西川 昌彦	都市建設部 都市計画課
河野 喜洋	都市建設部 管理課
高嶋 英夫※	//
○ 元倉 敏雄	教育部 総務課
○ 和泉 茂生※	//
西田 義貴	教育部 指導室
今井 良樹	教育部 生涯学習課

◎：委員長 ○：職務代理（敬称略）

備考）※は平成 17 年 4 月 1 日より変更になった委員を指している。

■ 東久留米市環境審議会規則（東久留米市規則第15号）

（目的）

第1条 この規則は、東久留米市環境基本条例（平成16年東久留米市条例第3号。以下「条例」という。）第20条第5項の規定に基づき、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- | | |
|----------------|------|
| （1）学識経験者等 | 4人以内 |
| （2）市民 | 5人以内 |
| （3）事業者 | 2人以内 |
| （4）環境関係行政機関の職員 | 1人 |

（会長及び職務代理者）

第3条 審議会に会長及び職務代理者を置く。

- 2 会長は、前条に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 職務代理者は、あらかじめ委員の中より会長が指名する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第5条 会長は、審議会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会の設置）

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、環境部環境緑政課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

資料3

計画策定までの経緯

■ 環境審議会

【平成16年度】

7月27日 第1回環境審議会	「基本的事項の確認」
11月17日 第2回環境審議会	「基礎調査中間報告」
2月22日 第3回環境審議会	「基礎調査中間報告、提言書（中間とりまとめ）」

【平成17年度】

5月26日 第1回環境審議会	「環境基本計画のあり方（素案）の検討」
7月 6日 第2回環境審議会	「環境基本計画のあり方（素案その2）の検討」
10月12日 第3回環境審議会	「提言書、環境基本計画骨子案（パブリックコメント用）の検討」
12月22日 環境審議会（調整会）	「環境基本計画（素案その3）の検討」
1月27日 第4回環境審議会	「環境基本計画（素案その4）の検討」
2月15日 環境審議会（調整会）	「環境基本計画（素案その5）の検討」
3月23日 第5回環境審議会	「環境基本計画のあり方（答申）」

■ 庁内検討委員会

【平成16年度】

8月25日 第1回庁内検討委員会	「基本的事項の確認」
11月12日 第2回庁内検討委員会	「基礎調査中間報告」
2月24日 第3回庁内検討委員会	「基礎調査中間報告、提言書（中間とりまとめ）」

【平成17年度】

5月24日 第4回庁内検討委員会	「環境基本計画のあり方（素案）の検討」
6月29日 第5回庁内検討委員会	「環境基本計画のあり方（素案その2）の検討」
10月 4日 第6回庁内検討委員会	「提言書、環境基本計画骨子案（パブリックコメント用）の検討」
12月22日 第7回庁内検討委員会	「環境基本計画（素案その3）の検討」
1月24日 第8回庁内検討委員会	「環境基本計画（素案その4）の検討」
2月24日 第9回庁内検討委員会	「環境基本計画（素案その5）の検討」

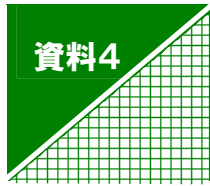
■ その他

【平成16年度】

10月 中旬 関係各課ヒアリング	「既存の環境関連施策等に関する現状と課題の把握」
12月 5日 環境シンポジウム	「基調講演：緑と地球環境 パネルディスカッション：環境保全における役割分担」

【平成17年度】

7月 下旬 関係各課ヒアリング	「環境関連施策等に関する現状と課題、今後の方向性の把握」
11月 1日 ～30日 パブリックコメントの募集	「広報紙、ホームページ等を通じて実施」
11月20日 環境シンポジウム	「パネルディスカッション：東久留米の未来を考える」



諮問・答申

■ 諮 問

16 東久環環発第19号

東久留米市環境審議会 殿

東久留米市環境基本条例第20条第2項第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成16年7月27日

東久留米市長 野 崎 重 弥

記

東久留米市環境基本計画のあり方について

【諮問理由】

東久留米市環境基本条例第7条第1項及び第2項の規定に基づき、東久留米市環境基本計画を策定するに際し、東久留米市環境基本条例第7条第3項の規定により、東久留米市環境審議会の意見を求めます。

■ 答 申

平成18年3月23日

東久留米市長 野 崎 重 弥 殿

東久留米市環境審議会

会 長 貫 井 昭 三

東久留米市環境基本計画のあり方について（答申）

平成16年7月27日付、16東久環環発第19号にて諮問のありました「東久留米市環境基本計画のあり方」について別添のとおり答申致します。

この答申を取りまとめる過程において、環境基本計画市民委員会から提出された提言書を踏まえ、さらに庁内検討委員会との調整も図りながら、当審議会は平成16、17年度の2年間にわたり多面的な視点に立って慎重に審議を重ねました。

これらの審議の経緯に十分ご留意頂き、将来の望ましい本市の環境像を実現させるため、下記事項について特段のご配慮を下さいますよう要望致します。

記

- 1、この計画の推進及び進行管理のための組織体制を速やかに構築し、市民、事業者、市の協働による計画の実効性を確保すること
- 2、この計画の「将来の環境像」を実現するためには、市民、事業者、市の協働が必要不可欠なため、計画の内容について十分周知を図り、協力を得られるように努めること
- 3、この計画の推進に当たっては、地球環境を含め、常に地域環境の変化を捉え、柔軟な対応を図ること

資料5

環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

大気関係

■ 大気汚染に係る環境基準

物 質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
告 示 年月日等	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号	昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号		
達 成 期 間	維持されまたは原則として五年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持されまたは早期に達成されるよう努める		

■ 有害大気汚染物質（ベンゼンなど）に係る環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年 平 均 値 が 0.003mg/m ³ 以下であること	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること
告 示 年月日等	平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号			平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号
達 成 期 間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

（注 1）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

（注 2）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。

（注 3）環境基準は、各物質ごとに、当該物質によると認められる大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（注 4）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

■ 環境基準の評価方法（要約）

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果などを判断するうえで年間における測定結果から評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98%値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

水質関係

昭和46年12月28日

環境庁告示第59号

■ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準	達 成 期 間	該 当 水 域
カドミウム	0.01 mg/l 以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする	全公共用水域
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/l 以下		
六価クロム	0.05 mg/l 以下		
砒素	0.01 mg/l 以下		
総水銀	0.0005 mg/l 以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		
1,1-ジクロロエタン	0.02 mg/l 以下		
1,1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下		
トリクロロエタン	0.03 mg/l 以下		
トリクロロエタン	0.01 mg/l 以下		
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l 以下		
チウラム	0.006 mg/l 以下		
シマジン	0.003 mg/l 以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下		
ベンゼン	0.01 mg/l 以下		
セレン	0.01 mg/l 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下		
ふっ素	0.8 mg/l 以下		
ほう素	1 mg/l 以下		

（注1）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

（注2）「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

■ 生活環境の保全に関する環境基準〈河川（湖沼を除く）〉

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	50 MPN/100mℓ 以 下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	1,000 MPN/100mℓ 以 下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	5,000 MPN/100mℓ 以 下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以 下	50 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以 下	100 mg/ℓ 以 下	2 mg/ℓ 以 上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以 上	—
該当 水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

地下水関係

■ 地下水の環境基準

平成9年3月13日
環境庁告示第10号

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエタン	0.02 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエタン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエタン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

土壌関係

■ 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日
環境庁告示第 46 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 1mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下、かつ農用地(水田)では土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(水田)で土壌 1kg において 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
γ-1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下
トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下
テトラクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロパン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下

(注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注 2) 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注 3) 環境基準は、各物質ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注 4) 環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他各項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

ダイオキシン類関係

■ ダイオキシン類に関する環境基準

平成 14 年 7 月 22 日
環境省告示第 46 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取りつけたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注 2) 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

(注 3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

■ 排出ガスに関する排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

廃棄物焼却炉（施設能力）	新設	既設
4 t / 時以上	0.1	1
2～4 t / 時	1	5
50kg～2 t / 時	5	10

(注 1) 廃棄物焼却炉等の特定施設については、ダイオキシン類対策特別措置法によって排出基準が設けられている。

(注 2) 既存施設とは、H.12.1.15 以前に設置又は工事に着手している施設のことで、H14.12.1 より排出基準値が上記のように定められている。

騒音・振動関係

■ 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日
環境庁告示第 64 号

平成 12 年 3 月 31 日
東京都告示第 420 号

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 類型	時 間 区 分		類型指定地域
	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	清瀬市の区域のうち、松山 3 丁目 1 番、竹丘 1 丁目 17 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘 3 丁目 10 番の区域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
B			第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、 C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

- (注) a 区域：専ら住居の用に供される区域
 b 区域：主として住居の用に供される区域
 c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある地域

資料6

用語説明

五捨	用 語	内 容
あ 行	アイドリングストップ	大気汚染防止を目的として、自動車の停車中にはエンジンを停止させること。
	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関する事項を定めた計画。
	雨水浸透施設	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のことで、屋根で集めた雨水を地中に浸透させる雨水浸透ます、駐車場や道路などに降った雨水を地中に浸透させる雨水浸透舗装がある。 宅地開発の際には設置を促進するとともに、既存住宅に対しては設置の補助を平成6年度より実施している。市の公共施設においては平成8年度より設置を進めている。
	エコセメント	ごみの焼却灰、下水汚泥等を利用してつくるセメントのことである。焼却灰を主原料として焼成（約 1,400 度）するため、普通セメントよりも塩素を多く含んでおり、無筋系セメントや固化剤などの限定的な用途が見込まれている。
	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのことをいう。京都議定書では、CO ₂ （二酸化炭素）、CH ₄ （メタン）、N ₂ O（一酸化二窒素）、HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）、SF ₆ （六フッ化硫黄）の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か 行	外来種	人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生育・生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと、地域の在来種（もともと生育・生息する種）との生存競争が起こり、在来種が絶滅に追いやられるケースも出ている。
	化石燃料	石油、石炭、天然ガス等、生物の死骸の堆積物が、地中で加熱あるいは加圧され、長い年月の間に変化し、現在使用されているような燃料となったもの。
	家電リサイクル法	家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを消費者にその費用負担を義務づけた法律。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。
	環境基本法	環境政策の枠組を示す基本的な法律として制定され、基本理念としては、（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。その他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。
	かんきょう東久留米	市の公害や水と緑の現状の結果等を取りまとめた冊子で、毎年度市民・事業者に公開している。
	環境フェスティバル	6月5日の環境の日に合わせて、市が毎年6月に開催している環境イベント。環境の保全等に関する意識を高めるため、市民、事業者と協働して実施している。
	環境保全活動・環境教育推進法	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

五捨	用 語	内 容
	喫煙マナーアップ・キャンペーン	歩きタバコや吸殻のポイ捨てなどの迷惑喫煙を無くし、清潔で快適な地域環境を作ること为目标に、タバコを吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけるため、東京の62市区町村にて展開されるキャンペーン。
	協働	市の長期総合計画における協働の趣旨を踏まえ、同じ目的のために各主体が役割を分担して協力すること。
	京都議定書	1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月には、京都議定書が発効し、我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが義務づけられている。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
	高度分別化	現在、家庭から排出される廃棄物は11種類に分類しているが、これをさらに分類していくこと。
	ごみ減量化・資源化協力店	簡易包装の推進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売などを積極的に取り組んでいくために、ごみ減量化・資源化協力店制度を設けている。希望する小売販売店に対して指定している。
さ 行	サーマルリサイクル	熱エネルギーを回収することにより、リサイクル利用を図ること。ごみ焼却施設から発生する熱を利用した発電などがある。
	市が保全している樹林地	東久留米市のみどりに関する条例及び都市緑地法に沿い、一団の樹林地を市が公有地化した樹林地のことである。
	資源化率	一般廃棄物の総排出量に対する回収された資源の割合。
	資源物回収事業	資源集団回収を行っている団体に対して、資源物の引渡し量に応じて市が報奨金を交付している事業。
	市民農園	市やNPO等が所有者から農地を借り上げ、市民が栽培等を楽しむ農地。
	市民緑地	緑地保全を図るため所有者と市が協定を締結し、市民に公開した緑地。
	社寺林	神聖な場所として大切に守られてきた寺院や神社の林のこと。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に向けて、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。
	新エネルギー	石油、石炭等の化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電等の再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール、石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。
	人工排熱	建物内の照明、動力、冷暖房、給湯等から排出される熱や、自動車等の交通、工場、発電所、清掃工場などから排出される熱のこと。
	生産緑地	市街化区域内において保全していくべき農地で、生産緑地地区として都市計画で指定するものである。生産緑地の指定により、固定資産税は農地課税が適用されるなどの優遇措置が受けられるが、長期的な農地保全が義務づけられる。
	生態系	植物、動物などとそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境とを総合した系（システム）をいう。
た 行	ダイオキシン類	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種であり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月15日施行）では、 ①ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs） ②ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs） ③コプラナーポリ塩化ビフェニル（C₁₂ラ-PCB） の3物質群（単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称）をダイオキシン類と定義している。 分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。

五増	用 語	内 容
	体験型農園	農家が農業経営の一環として開設し、生産緑地の保全と農業振興、都市農業への理解促進を実現しつつ、農業体験を希望する市民にその場を提供し、農家と市民の交流を図るための農地。
	多摩の農業統計	農家数、耕地面積、農作物の生産・流通及び農業産出額等を中心に主要な農林統計を地区別、市町村別に掲載し、地域農政推進のための基礎資料として関東農政局西北多摩統計・情報センターがまとめたもの。
	地球温暖化対策推進法	地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明らかにしたものである。
	地区計画制度	地区の特性に応じて、地区内の建築物の敷地、用途、壁面の位置、高さ等に関するルールを定め、良好な環境の街区を整備し、保全する制度のこと。
	長期総合計画	市の将来像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」とし、まちづくりの基本的な方向・方針を示した基本構想、基本構想を実現するための施策を総合的に体系化した基本計画、各年度の事業の規模や財源の内訳を明確にした実施計画から構成されている。
	TEQ（ティーイーキュー）	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。
	ディーゼル車規制	自動車NOx・PM法では、8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）の一部の地域を対象としてディーゼル車の規制を行っている。また、粒子状物質（PM）の排出を抑制するために、埼玉県、千葉県、東京都（島部を除く）、神奈川県では、条例によってディーゼル車の規制を行っている。
	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等をいう。
	東京都環境基本条例	環境の保全に関する基本理念を定め、東京都、区市町村、事業者並びに都民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とした条例。
	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合	多摩地域における25市1町の自治体（組織団体）によって構成され、一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための広域処分場の設置及び管理等が行われている。なお、平成18年4月1日より名称が「東京たま広域資源循環組合」に変更となる。
な 行	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。
	生ごみ減量化処理機器	家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、「東久留米市生ごみ減量化処理機器購入費助成金交付要綱」に基づき、助成金を交付している。助成の対象となる生ごみ減量化処理機器は、設置者1人に対し2基までとし、購入金額に応じて助成している。
	農業振興計画	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業に関する基本的な方針を定めた計画。
は 行	BOD（ビーオーディー）	生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
	ヒートアイランド	都市部にできる局地的な高温域のこと。郊外に比べて都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためこの名称がついた。大量の熱エネルギーの放出、水分の蒸発散機能の低下、蓄熱の夜間放出などが原因といわれている。

五捨	用 語	内 容
	ビオトープ	野生生物の生息空間。生物を意味する”Bio”と場所を意味する”Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。
	東久留米市のみどりに関する条例	市内の緑化を進め、健康で快適な生活環境を確保することを目的とした条例。
	東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例	湧水と清流の保護、回復を図ることにより、良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活に役立つことを目的とした条例。
	東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例	ポイ捨て等を防止することによりまちの美化の推進を図るとともに、路上喫煙を規制することにより快適で安全な生活環境を確保することを目的とした条例。
	pg (ピコグラム)	1 兆分の 1g。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径が 10 μ m (ミクロン：1 μ m は、1mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものもある。
ま 行	緑の基本計画	都市緑地法に基づき、地域の状況に応じ特色を生かした都市の総合的な緑に関する事項を定めた計画。
	森の広場	都市公園や緑地の不足を補うため、民有の樹林地を借り上げ市民に開放している。
や 行	屋敷林	屋敷の周囲に人為的に植栽された樹林のこと。
	容器包装リサイクル法	容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務づけた法律。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた 3 者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的になっている。
	要請限度	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。 市町村長は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。
ら 行	柳泉園（柳泉園組合）	西東京市、清瀬市、東久留米市の 3 市を構成市とする一部事務組合。「ごみ」と「し尿」の中間処理を行っている。
	緑地協定	都市緑地法に定められており、都市計画区域内において相当規模の一団の土地において全員合意で緑を保全または創出協定の締結によって実現させていく制度のこと。
	緑地保全地域	「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて東京都が指定した樹林地であり、都内には 43 ヶ所の保全地域がある。